

「京北班田図」の基礎的研究

——日本古代田図の調査と史料学——

石上英一

序論

①日本の荘園絵図研究と史料学

本報告においては、日本古代荘園絵図の一事例として、最近、『日本荘園絵図聚影』三・大和（東京大学史料編纂所、一九八八年）に図版が収載された「大和国添下郡京北班田図」を取上げたい。^①

西大寺（奈良市西大寺町）は、称徳天皇の誓願により天平神護元年（七六五）に平城京の右京の北部一条三坊の地を中心に創建された官大寺である。この西大寺には、近世のものも含めて十四点の絵図（荘園絵図及び伽藍絵図）が伝えられ、現在、西大寺と東京大学（文学部）に所蔵されている。そのうち十三点は「西大寺寺領絵図」として一九七七年に重要文化財に指定された。筆者は、これらの内の「表1」に掲げた中世の十一点の絵図を、^②中世の西大寺の土地所有の展開に関わる「西大寺荘園絵図群」として把握すべきこと、「大和国添下郡京北班田図」はこの荘園絵図

表1 西大寺莊園繪図群目錄

番号	指定名称	所蔵者	旧題簽	外題・裏書等	分類			図版						
					敷地図	班田図	相論図	その他	A	B	C	D	E	
1	大和国添下郡京北班田図	東京大学	大和国添下郡京北三条四条班田図		班田図2	相論図2	相博図2		○	○				
2	大和国添下郡京北条里	東京大学	大和国添下郡京北条里	奈良京図	敷地図5		菅原寺領図			○				六九一一
3	大和国添下郡京北秋篠寺与秋篠寺堺相論繪図	東京大学	秋篠寺与秋篠寺堺相論繪図	秋篠寺所進繪図、秋篠寺ヨリ西大寺へ進繪図	敷地図1	相論図1	福益名図1			○	○			四七二七
4	西大寺敷地図弘安三年	東京大学	西大寺敷地図	西大寺敷地図	敷地図4		伽藍図1			○	○			二六一〇
5	西大寺往古敷地図	東京大学	西大寺往古敷地図	西大寺敷地図	敷地図3		福益名図2							四八九
6	西大寺敷地図	東京大学	西大寺敷地図	西大寺敷地図	敷地図2		福益名図3							四九八
7	西大寺敷地図	東京大学	西大寺敷地図				寺領図				○			五七二四
8	西大寺領之図	東京大学	西大寺領之図		班田図1	相論図3	相博図1			○				五
9	大和国添下郡京北班田図	東京大学	大和国添下郡京北三条班田図			相論図2	伽藍図2			○				二三
10	西大寺与秋篠寺堺相論繪図	西大寺	西大寺											
11	西大寺寺中曼荼羅繪図	西大寺	西大寺											

凡例 ①指定名称…重要文化財指定名称。

②所蔵者…「東京大学」は東京大学保管（文学部国史学科管理、史料編纂所貴重書収蔵庫収納）。

③旧題簽…東京大学における修理後、繪図の右下隅に貼られている題簽。9の題は西大寺本の写本の早稲田大学図書館本に写されている題簽による。

④外題・裏書等…折疊んだ繪図の裏面に書かれた題・書入れ等。

⑤分類…数字は推定した成立順。「敷地図」「班田図」「相論図」は指定名称や通説による分類案。「その他」は繪図の作成目的の検討による分類案。石上「西大寺莊園繪図群の研究」参照。

⑥図版…近年の主要なもの。A II「奈良六大大観」西大寺。B II「平城宮跡保存の先覚者たち」（奈良国立文化財研究所）。

C II「平城石」一条北辺四坊六坪発掘調査報告」（奈良国立文化財研究所）。D II「日本莊園繪図集成」。

E II「日本莊園繪図聚影」三（東京大学史料編纂所）。D・Eの数字は図版番号。

群の中に位置付けて考察すべきことを、「西大寺荘園絵図群の研究―京北班田図研究の前提―」（『条里制研究』三号、条里制研究会、一九八八年三月）において論じた。本稿はそれと一連の研究報告であるが、当該荘園絵図自体の研究の発展に資するとともに、日本の古代・中世荘園絵図研究の史料学上の問題の一端を通じて、次に述べるような東アジア前近代世界の史料分析に共通する方法論的問題を考察する手懸りを探ることも課題としたい。

日本の古代・中世の荘園絵図は、その量と内容の多様さの点において、東アジアの前近代史料の中でも特徴的な史料群である。荘園絵図は、ある荘園（または、ある土地所有が実現されている地理的領域、あるいはある土地所有に關わる事象が発生している地理的領域も含む。以下同じ）に生じた政治的・経済的事象に対応して作成された地図であり、当該荘園とそれを取巻く自然環境などの景觀を絵画・絵地図あるいは線図で表現した上に、政治的・経済的事象を画像・文字・記号で描写、表記した地図である。すなわち、荘園絵図は、絵画・地図と文字からなる複合メツセージにより構成される史料である。したがって、史料学の次元から見れば、荘園絵図の研究は日本古代・中世史料という枠を越えて、

(一) 絵画・地図による歴史事象・歴史的自然環境の表現と、書記言語による政治的・経済的歴史事象・歴史的自然環境の表現との関係の理論化

(二) 絵画・地図と書記言語を統合した表現手段による歴史的時空間・歴史的事象の記述的表現と、歴史的実在としての歴史的時空間との関係の理論化

(三) かかる表現手段から歴史事象あるいは歴史的時空間を分析する方法の追究

の如き論理階梯を有する方法論の一般的な問題をも提起するであろう。これらの問題領域において、荘園絵図研究が

ら導出される認識は、日本史の特定時代の問題には限定されず、東アジア世界の文明に特有の絵画・地図の表現体系と漢字漢文の書記言語体系の共通性の及ぶ地理的・政治的範囲における史料についての共通の方法論的問題となるであろう。筆者は既に、かかる東アジア世界に共通する書記言語とその表現媒体の特質から史料学として普遍化さるべき問題を、「日本古代史料学の方法試論」(『東洋文化研究所紀要』一〇六冊、一九八八年三月)に発表した。本報告の基礎をなす問題意識の一つは、この史料学の提言の延長線上にある。

②日本荘園絵図の概念と分類

荘園絵図を研究するにあたっては、まず最初にとどのような絵図・地図を荘園絵図として認定するかが問題となす。すなわち、荘園絵図の概念規定である。

荘園絵図は、『国史大辞典』七「荘園絵図」(吉川弘文館、一九八六年。執筆、黒田日出男)に、

狭義には古代・中世に作られた荘園に関する地図であつて、その空間的、地理的位置と境界、田畠などの耕地や用水・堤、山野河海、宿や津・湊、家あるいは寺社などの建造物などを絵画的に描いた地図をいうが、一般的にはもっと広く解して寺社の境内図・敷地図など類似した性格の絵図・差図(指図)の類も含めている。現在知られている荘園絵図は約二百点である。

と規定され、あわせて「荘園絵図一覽」の表が掲げられている。研究素材をより多数確保することにより研究の発展の可能性を保証する立場をとるならば、荘園絵図の概念は、右に引用したように、古代・中世における荘園及び土地所有に関する絵図・地図として広義に規定しておいた方が良い。

しかし、その際も、寺社の境界図・伽藍図・参詣図、一般の道路図・地図との区別を明確にするためには、分類を

基礎にした荘園絵図の概念規定の努力が放棄されてはならない。また、荘園絵図を素材として、古代・中世の土地所有・荘園の研究、あるいは生活空間・経済空間の構造の研究を進めるためにも、荘園絵図の分類は荘園絵図研究における最も基礎的な作業とならねばならない。そして、実際に多くの荘園絵図には典籍の内題に相当するような題名はないのであるが、それらに学術的名称を付与しなければならぬ場合に、内容と機能の言明の手段として荘園絵図の概念規定と関係した荘園絵図分類法が必要となることは言うまでもない。

さて、荘園絵図の分類に関しては、その作成・保存主体（機関）による分類の問題を別とすれば、図法、表現形式、荘園制発達史の観点からの提案がなされている。

まず、荘園絵図の図法からは、谷岡武雄「荘園絵図からみた中世世界」〔『岩波講座日本歴史月報』七、一九七五年十一月〕が、(一)方格図、(二)鳥瞰図、(三)方格・鳥瞰図の三分類を提示している。⁽³⁾

また、荘園絵図の表現形式による分類としては、水田義一「中世荘園絵図の検討」〔『人文地理』二六巻二号、一九七四年四月、六七～六八頁〕が、(一)田図・差図・土帳類、(二)絵図類、(三)主題図・略図類の分類を提示している。

さらに、荘園制の展開と荘園絵図との関連を重視する文献史学の立場からは、荘園制の発展に照応させての分類が提起されている。例えば、難波田徹は、「製作の契機」から、立券荘号絵図・荘園寄進絵図・境界相論絵図・下地中分絵図〔『荘園絵図と社寺領勝示絵図』京都国立博物館編『古絵図』、便利堂、一九六九年、七八頁〕を区分し、あるいは荘園制の展開過程により即して、次のように整理できるような分類を試みている〔『荘園絵図の成立と展開』難波田編『古絵図』『日本の美術』七二号、至文堂、一九七二年〕⁽⁴⁾。

(一) 奈良時代——初期荘園の成立 壑田図・開田図

(二) 平安時代——荘園の領域支配への発展 荘園図

(三) 鎌倉、室町時代——堺相論、地頭との相論、山林・用水相論 堺絵図・下地中分図など

そして、奥野中彦「荘園絵図の成立と展開—古代・中世における地図の機能を通して—」(荘園絵図研究会編『荘園絵図の研究』、三一書房、一九七三年、二七頁)は、

(一) 奈良時代——開田図(ないし墾田図)

(二) 平安時代——四至勝示図

(三) 鎌倉時代——下地中分図、堺相論図、実検図(差図ないし土帳)

(四) 南北朝室町時代——鄉村図、灌漑図
の分類を提示している。⁽⁵⁾

③ 古代田図と荘園絵図

荘園絵図史料の蒐集・提供・保存、研究の展開の可能性の保証、他分野との学際的研究の基盤作りのために、多様な性質の地図・絵図を包括することのできる広義の荘園絵図概念を設定することは、研究戦略的視点から見て正当な方法である。

そして、そのような立場を前提とした荘園発達史の観点からの分類案は、荘園絵図として最も典型的な特徴を有するものを、平安時代後期に成立してくる四至勝示図・立券荘号絵図・荘園寄進絵図など、荘園の小宇宙的景観を鳥瞰図法を主体として描写した絵図に求めているようである。このことは、日本の中世的土地所有の最も重要な現象形態は荘園制であるという事実から、土地所有に関連する様々の絵図・地図を荘園絵図として一括してとらえて、それら

の多様性を最も典型的な荘園絵図を核として荘園の発達史との関連で秩序付けるといふ枠組みが存在していることを示している。

この研究史整理では、このような古代・中世を貫通する土地所有史の理解と関連する問題領域に立入ることは行わない。しかし、古代の田図を荘園絵図の中にどのように位置付けるかという問題から見れば、これらの荘園絵図分類法にはなお検討すべき問題がある。それは、班田図（あるいは校田図）のように本来は荘園絵図でない地図を、初期荘園の開田図・墾田図との表現様式上の類似性から、荘園絵図の第一段階をなす荘園絵図の中に入れておくことである。このような問題点の認識と関係するのであるが、竹内理三「絵図」〔日本の美術〕16古文書、第一法規、一九七九年。竹内編『荘園絵図研究』、東京堂出版、一九八二年、所収）は、政治絵図、案内図・道中図、信仰絵図、建築絵図の大分類の中の政治絵図の分野の中に、国絵図と共に、

田図―班田図・墾田図

荘園絵図―立券絵図・実検図・差図・中分絵図・鄉村絵図

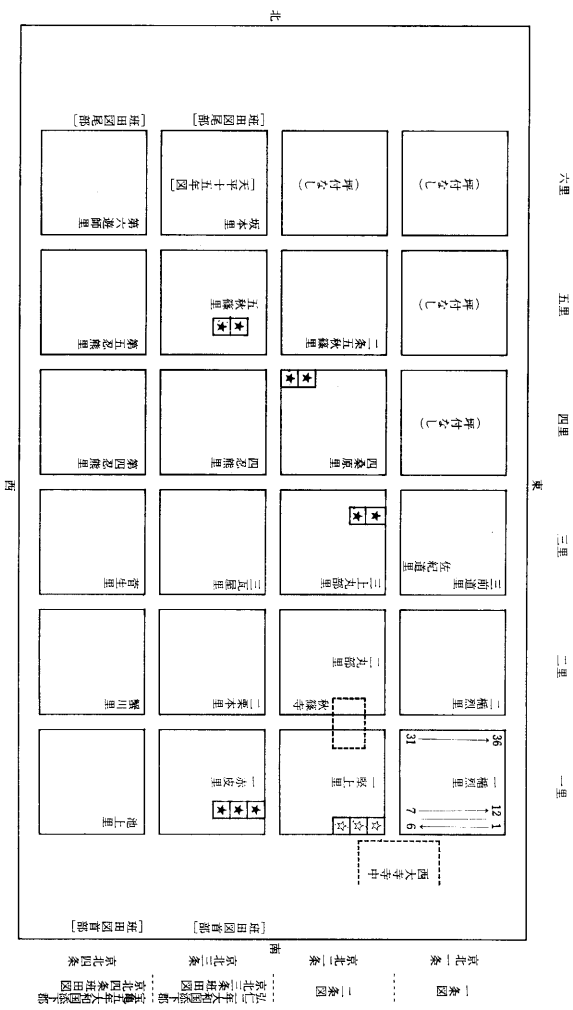
の中分類を設けて、班田図を荘園絵図から除外してしまっている。また、信仰絵図の分野の中に境内図の中分類を設けて、「額田寺伽藍并条里図」を入れている。

現在、班田図の分類名称が題名の一部に付与されている荘園絵図には、「大和国添下郡京北班田図」「山城国葛野郡班田図」がある。しかし、これらが班田図（あるいは校田図）⁽⁶⁾であるとしたならば、班田收授という国家的な土地管理制度の情報管理・権利認定資料としての地図を荘園絵図として分類してしまうという明白な誤りを犯していることになる。しかし一方で、これらの班田図（あるいは校田図）は、班田收授行政を主管する政府機関が保管してきた地

図ではなく、西大寺や東寺という荘園領主が所有してきた地図であることが明白である。はたして「大和国添下郡京北班田図」や「山城国葛野郡班田図」は班田収授行政資料としての地図なのか、あるいは荘園絵図としてのなんらかの機能を有している地図なのか解明されねばならない。もしも、これらが荘園絵図あるいは荘園領主の土地所有に関連する地図ならば、そもそも「某班田図」という題名付与自体が誤りを含んでいることになる。ある荘園絵図について、それが班田図・校田図あるいは田図を利用して作成されているという事実と、それ自体が果す機能とは区別して考えねばならない。また、荘園絵図を研究する立場と班田図・校田図を研究する立場とは、班田図・校田図あるいは田図を利用した荘園絵図の分析の目的も方法も異なつたものとならざるを得ない。このことは、従来、古代の班田図（校田図）・田図を研究する古代史研究者には殆ど考えられてこなかつた。一方、「大和国添下郡京北班田図」の場合も、それを分析しようとする中世史研究者は、それが古代の班田図（校田図）・田図を利用して作成されているという事実が荘園絵図にとつてどのような意味を有しているのかをほとんど考えてこなかつたように思われる。この事態を史料学の問題としてとらえ直してみたいのである。その際、古代の班田図（校田図）・田図とそれらを利用した荘園絵図との関係の検討、それらの作成動機と機能分析の前提としてまず第一になされねばならないことは、研究史の整理とともに、史料自体の観察である。

ある史料を史料学的に分析するには、実物観察、分析・解読などいくつかの階層あるいは手順があるが、史料学の方法論が十分に検討されていないこともあり、未だに定式化されていない。本報告は、そのような状況に対して、史料学の基礎となる「実物の観察の手法」を田図の原本調査の事例において検討しておきたいと考えている。史料の実物は、その史料の生成・派生の時系列的展開過程の情報を、メッセージ、素材、メッセージと素材の結合・定着様態

図1 「京北班田図」の構成



- 凡例
- ① 坪は東南隅を一坪とし、東北隅を卅六坪とする千鳥式。一条一里参照。
 - ② 三条坂本里は天平十五年勅注図の写し。
 - ③ ☆の坪は相傳の対象となった西大寺田の所在地。
 - ④ 西大寺と秋篠寺の寺域を…で示す（本図は模式図なので寺域は正確ではない）。

「京北班田図」の基礎的研究

に包含している。実物の観察は、なりよりもまず史料の、素材と、素材へのメッセージの結合・定着状態とに関わる情報を検出し分析することを課題とする作業である。実物の観察は、史料の保存・管理のために観察・調査方法に制約があるとともに、また全ての研究者に可能とされている作業でもない。したがって、実物の調査の成果は、研究者の相互理解が可能で、かつ報告された情報から実物の様態・形状の再構成が可能となるような記述様式（史料学の記述言語）で報告・公開される必要がある。本報告の後半の原本調査報告は、かかる史料学の基礎的方法に関する試みでもある。

以下の考察においては、「大和国添下郡京北班田図」を「京北班田図」と称する。重要文化財の指定名称としての「大和国添下郡京北班田図」、あるいは学界での通称としての「京北班田図」は、後代になり付けられた名称であり、当該地図の作成動機や機能を適切に表現しているとは言い難い。しかしながら、当面はこれらの名称を使用しておきたい。「京北班田図」には、前述のように西大寺所蔵本と東京大学所蔵本の二本があるが、「京北班田図」の名称で二本を総称し、必要に応じてそれぞれ西大寺本、東京大学本と称する。「京北班田図」の構成は「図1」に示し、記述内容は論述に従って掲載するが、写真図版は紙幅の都合もあり本報告では掲載を省略するので、「日本荘園絵図聚影」三を参照されたい。また、西大寺本の釈文は、荘園絵図研究グループ「荘園絵図調査報告」三・図版（『東京大学史料編纂所報』二四号、一九九〇年三月）に掲載してある。なお、「京北班田図」は「図1」でも示したように、一条・二条・三条・四条の各六里分の田図・班田図を合成した田図なので、それらの構成部分を一条図、二条図（あるいは一条・二条図）、三条図、四条図と称することにする。

一 「京北班田図」の研究史と研究の課題

1 研究史の整理

「京北班田図」の研究、あるいは関連研究は多岐にわたり、数も多いのでそれらの全てを紹介することはできない。ここでは、「京北班田図」の史料学上の基礎的問題に関わる研究・調査に限定して整理を行い、応用的・発展的研究については、必要に応じて本論中で紹介することとしたい。

① 研究の端緒―平城京条坊と京北条里区

北浦定政（一八一七―一八七一）は津藩の古市奉行所に勤める傍ら、国学者として平城宮京、大和国条里などの研究を行った歴史地理学の先駆者である。⁽¹⁾北浦定政の平城京条坊・大和国条里研究は「平城宮大内裏跡坪割之図」（嘉永五年（一八五二）考正）・「大和国班田略図」（嘉永五年考正）に集大成されているが、その条坊・条里復原作業で重要な役割を果たした史料群の一つに西大寺に所蔵されていた絵図・文書がある。「平城宮大内裏跡坪割之図」には、「大和国添下郡京北条里図」・西大寺敷地図（表1）の「敷地図」あるいは「敷地之図」と称されている絵図のいずれか）・「西大寺塔僧房通別三宝料田畠目録」が使用されている。なお、西大寺の寺域に関する注記に「宝亀年ノ西大寺伽藍絵図」（元禄十一年写。注2の12）のことである。さらに、水上池の注記に「弘仁年ノ平城宮ノ右京ノ北班

田ノ図」が利用されている。この「右京ノ北班田ノ図」が「京北班田図」である。⁽⁸⁾

北浦定政は「大和国班田略図」において京北条里を復原しているが、それにも「京北班田図」が利用されている。「大和国班田略図」では、京北条里区を平城京右京一条北大路を南限とし右京北辺二・三・四坊を含む状態で描き、その京北条里区中に「京北班田 弘仁二年十一月廿九日所図ノ古図西大寺ニアリ」と注記している。この「大和国班田略図」の解説である「大和国古班田坪割略図解」にも、佐貫郷について「弘仁二年十一月二十九日所図」を引用している。これらの弘仁二年の図は「京北班田図」を指し示す。北浦定政が利用した「京北班田図」は、東京大学本（当時は西大寺に所蔵されていた）であつたと推定される。⁽⁹⁾このように、北浦定政は西大寺の他の文書・絵図とともに「京北班田図」を参照したのであるが、それは条里地割の復原に利用されたに止まつた。

ついで「京北班田図」を利用したのは関野貞（一八六七—一九三五）である。関野貞「平城京及大内裏考」（注7参照）は、大和国条里と平城京条坊の史料を蒐集、整理し、大和国条里が施行された上に平城京条坊が建設されたことを論じた。その過程で、北浦定政の研究を全面的に利用するとともに、平城京北辺坊と京北条里の関係について、北浦定政の説を批判して、京北条里区の南端は一条北大路の北一町の線であることを論じている。その際に改めて「京北班田図」を調査し、次のようなことを述べている。まず「西大寺所伝京北班田図」（「京北班田図」）の写本としての性格について述べ（後述）、次に「京北班田図」の略図を掲げ、さらに「京北班田図」の記載内容と歴史地理的景観の対応について秋篠寺の金堂・講堂、成務天皇陵・神功皇后陵の敷地、相楽川（木津川支流山田川）を基準として考察して「京北班田古今対比図」を作成し、そして平城京との接続関係を「平城京及周囲班田図」に示している。

関野貞は、「京北班田図」の史料学上の問題について、

A^a 此図は弘仁二年に作られし者の如く頗信を措くに足るべき者なれども惜むらくは原本は既に亡せてb写本にては今西大寺に蔵する者と史料編纂掛に蔵する者^{旧西大寺蔵}との二種あり。共に鎌倉時代に作られし者の如く原図若しくは其写しより写せし者にしてB^a大抵互に一致すれどもd池川道路の形に多少の相違あり畢竟臨写の不精密なるによる。又記入の文字にも多少あり西大寺蔵の者比較的詳密なり宜く之を以て精となすべし。但多少後世の竄入あるが如し

と述べている〔『平城京及大内裏考』、四〇〇―四一頁。A B C a b c dの区分は石上〕。ここに指摘されていることを整理すると、次のようになる。

A. 「京北班田図」の原本と写本

a. 「京北班田図」には原本があつたが亡失した。

b. 「京北班田図」の写本には西大寺本と東京大学本の二本がある。

c. 西大寺本と東京大学本の二本は鎌倉時代に作られたもので、原図またはその写本より作成された。

B. 西大寺本と東京大学本の関係

a. 大部分は一致する。

b. 池・川・道路の形に多少の相違があるが、これは写本作成の際に発生したものである。

c. 文字にも多少の相違があり、西大寺本が詳細である。

C. 後世の竄入の存在

関野貞は、西大寺本に関して、彩色と現地形との対応から、Cの後世の竄入について後に示すa・bの二点を指摘

している。そこで、関野の記述を引用し要点をa bとして掲げる。

C_a (赤皮田池は) 西大寺にては寛元五年照(興) 正菩薩の掘る所なりと主張すれば固より後世の者にして元来斑田図には無かりし者を後に書き加へたる者なるべし(同書、四二頁)

C_b 原図秋篠川ハ青色ニテ描キタレトモ之ニ沿テ綠色ニテ描キタル川ノ如キ者アリ實際ヨリハ恰モ一町南ニ齟齬セリ恐クハ後ノ竄入ナラン(同書、図五備考)

C_b 佐紀川即秋篠川の流域は斑田図には綠色にて示せる者と青色にて示せる者との二条あり蓋其一は後世の竄入ならん余が区割の図にては青色の者殆今の流域に一致せり又押熊村の東方を東南流し及秋篠村の北方を東流して佐紀川に合する小流亦能く図に一致せり而るに綠色の者は一町許南に齟齬せり是恐くは鎌倉時代に竄入せし者ならん(同書、四三頁。C_abの区分は石上)

a. 赤皮田池は寛元五年(宝治元年、一二四七)に叡尊が築造した池であるから、それ以降に書加えられた。⁽¹⁰⁾

b. 藍(関野は青色と記す)により描かれた線は、秋篠川等と一致するが、緑青(関野は綠色と記す)により描かれた線は現実の河流とずれている。緑青の線は鎌倉時代に書加えられたものである。

D. その他の彩色

さらに、関野は「京北班田図」の彩色中の朱色(朱色の顔料は弁柄、朱、丹のいずれであるか不明なので、とりあえず色にしたがつて朱色顔料を朱と表記しておく。関野は赤線と記す)について、

D 又图中赤線ニテ描ケル者アリ何物ナルヤヲ知ラス(同書、図五備考。Dの区分は石上)と述べている。

関野の「京北班田図」の史料学的取扱いとその所見は、現地比定とともに今日において訂正すべき点もあるが、基本的な論点を既に提示していると評価できる。

平城京の京域と北辺坊、京北条里区的位置について、関野貞への批判を行ったのが喜田貞吉である。喜田貞吉は、「平城京及大内裏考」評論（『歴史地理』一二巻二・三・四・五・六、一三巻二・三・四・五、一九一〇～一九一一年）において、関野貞による「京北班田図」の現地比定を批判し、右京一条北大路が京北条里区の南限であること、大和国条里は平城京造営後に施行されたことを論じている。¹¹

②班田図と「京北班田図」

「京北班田図」の班田図としての歴史的性格が論じられるようになったのは、宮本救「八・九世紀における散田について」（『続日本紀研究』五巻六号、一九五八年六月）・岸俊男「班田図と条里制」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』、一九五九年。岸『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年、所収）の研究によってである。

宮本救は、田図の校田記に見える「散田」の用例を検討するとともに、「京北班田図」の三条図・四条図及び三条六里（坂本里）に、「校田―班田―田図製作完成」（五頁）の班田業務過程が表れていることを論じた。

岸俊男は、班田図は元来、一条一巻の形状であり巻首・図・巻尾から構成されることを指摘し、かつ「京北班田図」の三条図・四条図はそれぞれ京北三条弘仁二年（九一一）班田図一巻と京北四条宝龜五年（七七四）班田図一巻が原図であり、一条・二条図は別系統の図であること、「京北班田図」はこれらの田図を並べて作図したものであることを論じた（『日本古代籍帳の研究』、三九三～三九六頁）。但し、一条・二条図の性格や成立年代については触れていない。

彌永貞三「班田手続と校班田図」(注6参照)は、班田手続と「京北班田図」の関係を再検討し、三条図は大同三年(八〇八)の校田図を、四条図は宝龜三年の校田図をそれぞれそのまま班田図に利用したものであること、三条六里(坂本里)図は「京北班田図」成立時に天平十四年(七四二)班田図から部分的に補われた図であることを論じた(三二一～三二四頁)。

また、長岡篤「早創期の秋篠寺をめぐるつて」(民衆史研究会編『民衆史の課題と方向』、三一書房、一九七八年)は、岸俊男がその分析を保留した二条図について、秋篠寺伽藍の記載を検討し、大同三年(八〇八)には完成していた秋篠寺の東西塔の建立が開始される時期(宝龜十一年(七八〇))より以前の図であると論じた(一四～一六頁)。

③「京北班田図」の分析

「京北班田図」は、図幅の大きさと、記載内容の多さの故に、判読可能な精度の高い図版は公刊されていないかった。宮本教・岸俊男の研究と同時期に、西大寺本の基礎的研究と原本調査の成果に基づく釈文の作成を行ったのは大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」(『続日本紀研究』六卷一〇・一一合併号、一九五九年一〇月。大井「平城京と条坊制度の研究」初音書房、一九六六年、及び大井「平城古誌」初音書房、一九七四年に一部収録)である。大井重二郎は、西大寺本の釈文を提示するとともに、「京北班田図」の作成時期について「嘉元元年(一一三〇三)西大寺と秋篠寺の寺領争論の時にその根拠として西大寺側から提出された「絵図」の一で、その際写本を作成したのが恐らく本図であろう」(二頁)との通説的見解を述べ、後世の加筆、現地形との対比、京北条里区と平城京右京との関係などを論じた。⁽¹²⁾

「奈良六大寺大観」一四・西大寺(岩波書店、一九七三年)は、西大寺本の原本調査の成果に基づいて、料紙、図

の構成、彩色などを報告している(一〇三〜一〇五頁)。

④京北条里区の復原研究

秋山日出雄らにより行われた大和国の条里の復原研究である奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(吉川弘文館、一九八一年)は、京北条里区についても歴史地理学的手法に基づいた新たな復原案を提出した。秋山日出雄は、「秋篠寺の伽藍配置と検出遺構」(橿原考古学研究所編『秋篠寺境内発掘調査報告』奈良県文化財調査報告書一五集、奈良県教育委員会、一九七一年)・「京北条里考」(『平城村史』、平城村史編集委員会、一九七一年)において、現地の地割に従うと一条・二条の一・二里の四里分(仮称、南条里区)、中山・押熊地区(二条四里相当地区)などの条里が復原されること、京北条里の南条里区は一条北大路の北一町の線を南限とし平城右京二坊大路より西一町の小路の北延長線を南北基準線として設計されたと推定されること、しかし二条四里のように一条・二条の一里・二里と方位を異にする小単位の条里区や丘陵相当部のような条里施行が行われなかった地域もあり京北条里区は単一の条里区ではないことを論じた。その成果を踏まえて、「京北班田図」の現地比定を行った結果が『大和国条里復原図』の京北条里区の図に示されている⁽¹³⁾。また、秋山日出雄は、京北条里区的一条・二条の一里・二里の地区が、一町毎に一二尺の道路水路敷を割り付けられていること、秋篠寺の寺地が二条一里卅四・卅五坪と同二里二坪・三坪の四町であることなども推定している。

⑤西大寺の中世所領と「京北班田図」

早くに、藤田明「西大寺と秋篠寺との争論に就きて」(『歴史地理』八巻一号、一九〇六年一月)は、嘉元元年の西大寺と秋篠寺の相論について嘉元元年太政官牒と秋篠寺所進の「西大寺秋篠寺相論図」(「表1」の3)を検討した後、

「この絵図と併せ見るべきは、京北三条班田坪割図にて、是亦この争論に関係せり、且これは平面図なれば、この争論地の地形を一層明にし得べければ、又別に述べんとす」(四三〜四四頁)と論じた。この見解が、後の「京北班田図」の成立年代と機能(作成目的と機能した歴史的状况)に関する理解に影響を持ったと考えられる。そして、『西大寺大鏡』五(東京美術学校編『南都七大寺大鏡』二七、南都七大寺大鏡発行所、一九二四年)の図版解説が「嘉元年間本寺と秋篠寺との間に寺領域に関する争議のあつた際、持ち出されたものがこの班田図であつて、本寺にとつては争議に黒白を決する鍵となつた重要な図である」(二頁)と述べている。その後、前述の大井重二郎の論文によりこの見解がより広まつたと考えられる。

すなわち、『奈良六大寺大観』一四・西大寺(一九七三年)の図版解説は、「本図は鎌倉時代の嘉元年間(一一三〇—一〇六)西大寺戌亥の山一千町の所属をめぐつて行われた西大寺と秋篠寺との争論(中略)に際して、西大寺の正当性を裏づけるため作製・図画されたもので、その訴訟の内容は西大寺文書に詳しい」、東京大学本も「この西大寺本とほぼ同じ鎌倉時代後期の書写にかかるものである」(一〇四頁)と述べる。西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上(東京堂出版、一九七六年)の「京北班田図」の解題にも、「嘉元年の西大寺と秋篠寺との所領争論の際に提出された絵図のうちのひとつと考えるならば、喜元元年に転写されたものとなる」(一七六頁)と記され、『国史大辞典』四(一九八三年)の「京北班田図」の項(宮本教執筆)にも「嘉元元年(一一三〇—三)、西大寺が秋篠寺との寺領争論の時にその根拠として提出した絵図の一つ」と記されている。

一方、太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」(竹内理三先生古稀記念会編『続荘園制と武家社会』、吉川弘文館、一九七八年)は、一三〜一四世紀の西大寺と秋篠寺の所領相論の過程と、西大寺による西大寺寺辺と秋篠川流

域の一带に対する領域的支配の形成過程を詳細に論じる中で、「京北班田図」を嘉元元年（一三〇三）の西大寺と秋篠寺との相論の際に作成されたものであるとの『日本荘園絵図集成』上の見解に対して、「嘉元元年（中略）の西大寺と秋篠寺の堺相論に關係して転写されたものかといわれる（中略）が、今は未考である」（三二九頁）との懷疑的な見解を示している。⁽¹⁴⁾ 太田の中世の西大寺所領研究について、田中稔「西大寺における「律家」と「寺僧」」（『仏教芸術』六二号、一九六六年一〇月）による一三〜一四世紀の西大寺寺院組織の研究成果に依拠した大石雅章「中世大和の寺院と在地勢力―西大寺を中心として―」（『ヒストリア』八五号、一九七九年十二月）が、一三〜一四世紀の寺家と律家の對抗の過程を西大寺所領の展開の観点から分析した。これらの中世西大寺研究の成果は、「京北班田図」を中世の中で考察する際の基礎的知識を提供している。そこで、これらの研究成果に依拠しながら、「京北班田図」を西大寺所領に関わる中世荘園絵図群の中の一つとして理解し直そうと試みたのが石上「西大寺荘園絵図群の研究」であった。西大寺に伝来した絵図を一つの絵図群として把握する試みは、敷地図や相論図を中心に扱った橋本義則「西大寺古図と「称徳天皇御山荘」」（『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』、奈良国立文化財研究所、一九八四年）や、歴史地理学による中世の空間認識の分析の素材として相論図を分析した藤田裕嗣「西大寺・秋篠寺相論絵図解説試論」（『奈良大学紀要』一六号、一九八七年一二月）によっても行われている。

⑥ 釈文と図版

「京北班田図」の写本については、調査が進んでいないので別の機会に報告することとして、⁽¹⁵⁾ ここでは図版・釈文を紹介しよう。「京北班田図」の写真版が最初に学界に紹介されたのは、『西大寺大鏡』五（一九二四年）、『西大寺大鏡』二（東京美術学校編・石田茂作増補『南都十大寺大鏡』二三、大塚工巧社、一九三三年）で、それらには西大寺

本が掲載された。西大寺本は、その後、『図説日本文化史大系』四・平安時代上（小学館、一九五八年）、『平城村史』（一九七一年）、『奈良六大寺大観』一四・西大寺（一九七三年）、『古地図』（奈良国立博物館、特別陳列「古地図」図録、一九七九年）に収録された。その積文は、大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」により発表された。

一方、東京大学本は、写本である西岡虎之助蒐集本が西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』上（一九七六年）に掲載されたのが最初で、原本の写真は奈良国立文化財研究所編『平城宮跡保存の先覚者たち―北浦定政を中心として―』（一九七六年）に収録された。

西大寺本と東京大学本が、関連する絵図とともに重要文化財に指定されたのは一九七七年で（文化庁監修『重要文化財』三〇・補遺、毎日新聞社、一九七七年。『解説版 新指定重要文化財』9、毎日新聞社、一九八四年）、『国史大辞典』四（一九八三年）の「京北班田図」の項にも二本の写真が掲載された。しかし、これらの写真は小さく、『奈良六大寺大観』以外はほとんど判読出来なかつたし、また皆モノクローム写真で「京北班田図」の彩色の検討には役立たなかつた。『平城宮跡保存の先覚者たち―北浦定政を中心として―』は大きめの写真版（縮尺三分の一）ではあつたが、原形を崩してレイアウトされていた。

結局、一九八八年に刊行された『日本荘園絵図聚影』三に、西大寺本と東京大学本の二本のカラー・モノクローム全図写真とモノクローム八分割写真（縮尺二分の一）、東京大学本の貼紙をはずした状態の写真が掲載されて、初めて写真版での文字判読、彩色の識別が可能になつたのである。そして、西大寺本の積文は、荘園絵図研究グループ『荘園絵図調査報告』三（東京大学史料編纂所報「二四号」）に掲載されることになつた。しかしながら、田図の各部位の寸法、彩色の状態、文字の改竄などについては、図版からは認識・分析しえないこともあり、なお原本の観察報

告が必要とされる。したがって、本稿では、次章で観察報告を行いたい。

2 基礎的研究の課題

上記のような多岐に渉る研究史の中から、文献史学や歴史地理学による「京北班田図」研究の基礎としての史料情報提示のために、当面の研究課題として検討されるべき問題を整理しておこう。

A. 原本観察の所見の整理

「京北班田図」研究の基礎として、原本の様態の観察報告が提供されねばならない。観察所見は、左記の諸点について、西大寺本と東京大学本のそれぞれの所見が相互に比較されて提示される必要がある。

1. 料紙構成、作図方法

2. 正確な釈読と記載内容の校訂

3. 彩色と描画・描線の判読

B. 書写年代・作成目的

「京北班田図」の成立年代は、その記載内容に見られる宝龜五年や弘仁二年ではなく、通説のように鎌倉時代であることは、料紙や書風、西大寺の歴史から考えて、結論的に承認されるであろう。しかし残念ながら、「京北班田図」には鎌倉時代の作成・書写を直接に示す外題・跋や紙背文書はない。したがって、書写年代と作成目的はなお論じられねばならない問題である。

C. 「京北班田図」の原資料

「京北班田図」の基礎的研究

「京北班田図」が、中世すなわち鎌倉時代に作成された絵図であるとした場合に、それは古代の田図・班田図とどのような関係にあるのか、あるいはどのようにそれらを利用したのか、古代の田図・班田図の利用は中世の土地所有問題にどのような影響を与えるのかなどの問題は、中世史研究にとっては未解決の問題であろう。また、古代史研究の立場からは、宝亀五年班田図や弘仁二年班田図は「京北班田図」からどのようにして復原できるのか、さらにはこれらの班田図や一条図・二条図などの田図は八・九世紀の京北条里区の自然景観・農業環境と、あるいは八世紀から一三世紀（あるいは一四世紀）にかけてのそれらの歴史的変遷とをどのように反映しているのかを究明するために、「京北班田図」の原資料の検討は重要な研究課題である。

本報告ではこれらの諸課題うち、Aを中心に論じる。

二 「京北班田図」の調査

1 西大寺本の調査

「京北班田図」西大寺本の調査所見を述べよう。⁽¹⁶⁾

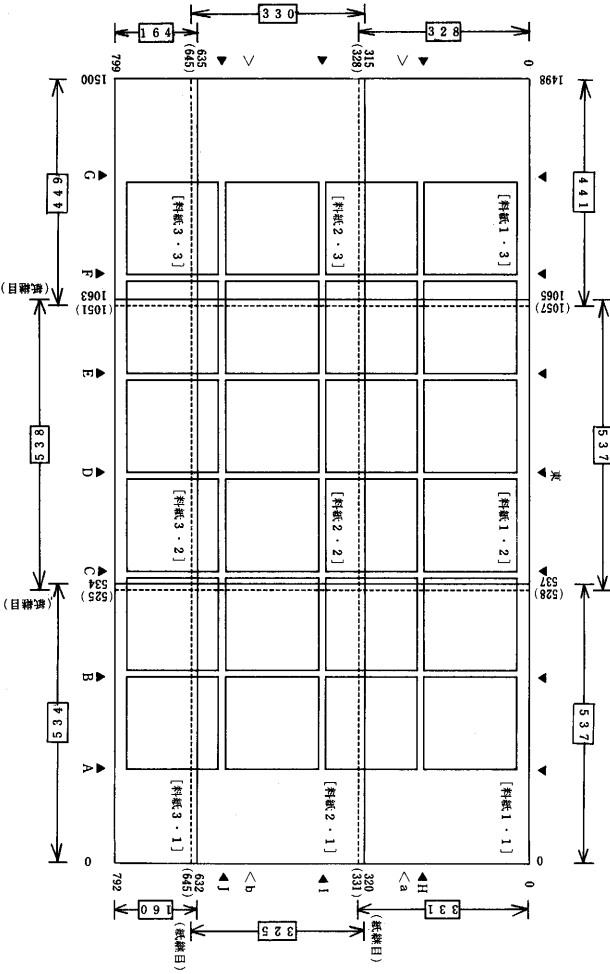
①料紙の構成と作成

以下の報告では文字の書記方向を料紙の縦とする。料紙の天が東、地が西、右が南、左が北となる。西大寺本は、現在は表装されているが、「西大寺大鏡」「奈良六大寺大観」に掲載された写真版によれば、旧状では表装されていな

かつた。これらの旧状を示す写真版では、料紙本体（田図料紙）の右端に天から地まで幅約2cmの紙が見えている。また同じく、天辺の右端（料紙本体より右に約2cm出ている紙の右上隅）より左方向に約20cmの間には裏に紙が貼り付けられ、天辺の右端より左方向に約18cmのところまで表側に幅約2cmで折返され、折返しのない約2cmの部分にはこの裏に貼られた紙の縁が約3mmの幅で見える。これらの料紙本体の右端にはみ出した紙と右端部分の裏に貼られている紙（一部が料紙本体の天辺の表に折返されて見えている）とは同じ紙で、「京北班田図」を折畳んだ際の表となる部分を補強するために貼られた紙であろう。すなわちこれは、裏打ち紙であるとともに、一種の表紙（仮に「旧状の表紙料紙」と称する）なのである。西大寺本の折畳み痕は、「図2」に示したようであるが（後述）、この旧状の表紙料紙は、料紙本体を縦に折本状に八つ折りした第一折（右端から「図2」の折目縦Aまで）の天から地までの紙背全体に貼られていたのである。料紙本体の右端は、この旧状の表紙料紙が料紙本体からはみ出してその内面を見せているのであろう。この旧状の表紙料紙は、一定期間機能を果たしてきたと見え、実際、右端の上から三分の一の位置の折目（「図2」の折目横aに相当する位置）は少々裂けている。現在の西大寺本は、表装に際してこの旧状の表紙料紙を剥がし取っているが、天辺の右端部分には折返しの際の貼り付け部分と推定される糊痕状のしみが約1・5cmの幅で見えている。この旧状の表紙料紙には、外題の題簽が付されていたらしい。早稲田大学図書館所蔵の西大寺本の写本には、「大和国添下郡京北三条班田図」の題簽と「西大寺」の額縁付き印の印影が写されているが、これらは旧状の表紙料紙に貼り付けられ、踏印されていたものであろう。

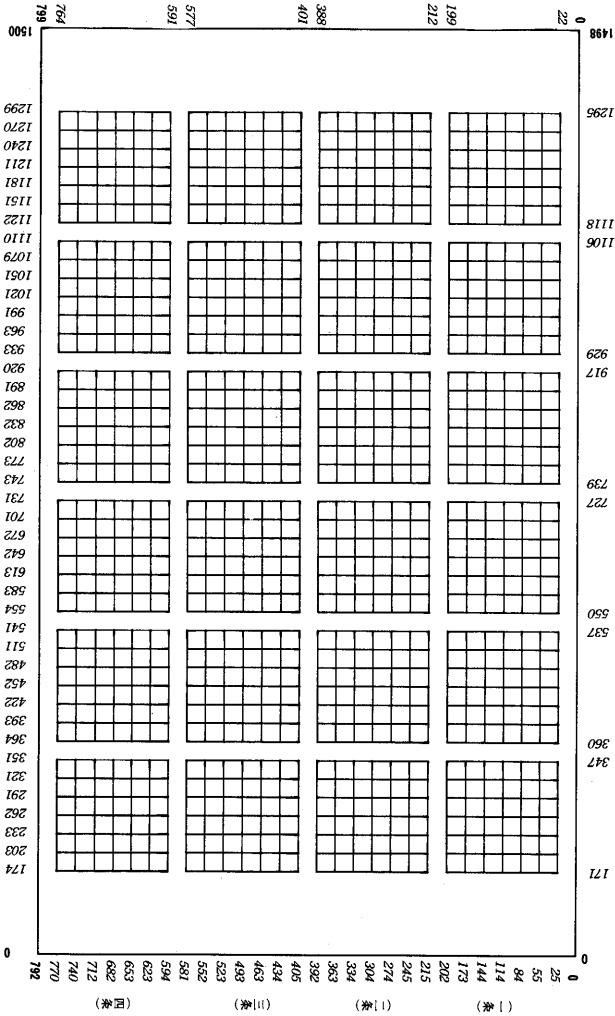
本体の料紙は、紙質は楮紙で、同質の九紙により構成されている。ここで、個別の料紙を指示するために、行列による表示を採用し、個別の料紙の右から左への連貼を行、天から地への連貼を列とする。それにより、第一行第一列

図2 「京北班田図」 西大寺本の料紙の構成



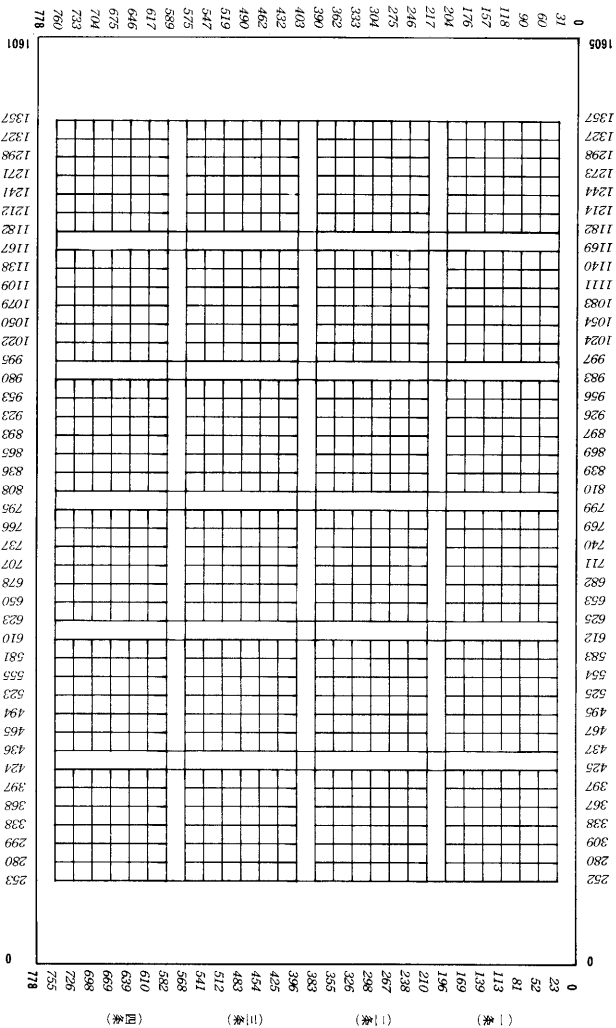
- 凡例
- ① 単位はミリメートル。右上隅を原点とする。
 - ② □内の数字は料紙の辺長を、()内の数字は綴目下の紙端の位置を表す。
 - ③ 実線は紙綴目を、破線は綴目下の紙端を表す。
 - ④ ▲及び△は折目を表し、折目の位置を縦はA~G、横はH~Jあるいはa~jで示す。
 - ⑤ 個別料紙の右から左への連結を行、上から下への連結を列とし、第一行第二列の個別料紙を【料紙1・1】の如く表す。

図4 「京北班田図」西大寺本の桑里方格



凡例 ① 単位はミリメートル。右上隅を原点とする。 ② ゴシック体の数字は天地左右の辺長を示す。
 ③ イタリック体の数字は桑里方格の端点の位置を示す。

図 5 「京北班田図」東京大学の泰里方格



凡例 ① 単位はミリメートル。右上隅を原点とする。 ② コシツク体の数字は天地左右の辺長を示す。
 ③ イタリツク体の数字は条里方格の端点の位置を示す。北辺位置の紙高は781mmである。

「京北班田図」の基礎的研究

表 3 東京大学本の料紙の大きさ

料紙	紙 長		紙 高	
	位置		位置	
1・1	右	522	天	325
	左*	525	地*	324
	平均	523.5	平均	324.5
1・2	右*	525	天	324
	左*	524	地*	323
	平均	524.5	平均	323.5
1・3	右*	524	天	325
	左*	524	地*	324
	平均	524	平均	324.5
1・4	右*	524	天	323
	左*	524	地*	324
	平均	524	平均	323.5
1・5	右*	524	天	326
	左*	523	地*	324
	平均	523.5	平均	325
2・1	右	260	天*	324
	左*	260	地*	324
	平均	260	平均	324
2・2	右*	260	天*	323
	左*	261	地*	322
	平均	260.5	平均	322.5
2・3	右*	261	天*	324
	左*	260	地*	323
	平均	260.5	平均	323.5
2・4	右*	260	天*	324
	左*	261	地*	324
	平均	260.5	平均	324
2・5	右*	261	天*	324
	左*	261	地*	324
	平均	261	平均	324

- 凡例 ①単位はミリメートル。
 ②紙長・紙高の位置の右・左、天・地は、田図の右端・左端方向、天辺・地辺方向の辺を示す。
 ③平均は平行する二辺の長さの平均値。
 ④紙長・紙高は紙の大きさを明らかにするために継目下の糊代の端までを計測した。
 ⑤【図4】に表記されていない計測値には位置に*を付した。

表 2 西大寺本の料紙の大きさ

料紙	紙 長		紙 高	
	位置		位置	
1・1	天	537	右	331
1・2	天	537	推計	(329.5)
1・3	天	441	左	328
2・1	推計	(535.5)	右	325
2・2	推計	(537.5)	推計	(327.5)
2・3	推計	(445)	左	330
3・1	地	534	右	160
3・2	地	538	推計	(162)
3・3	地	449	左	164

- 凡例 ①単位はミリメートル。
 ②紙長・紙高は田図本体の四辺の部分での計測値。計測した辺の位置の天・地、右・左は、田図の天辺・地辺方向、右端・左端方向の辺を示す。推計は④参照。
 ③紙長・紙高は紙の大きさを明らかにするために継目下の糊代の端までを計測した。
 ④第二行の料紙の紙長は計測していないので、第一行と第三行の同一列の料紙の紙長の平均値をとり、()を付して記入した。第二列の料紙の紙高は計測していないので、第一列と第三列の同一行の料紙の紙高の平均値をとり()を付して記入した。それぞれ、位置欄には推計と記した。

の料紙の位置を「1・1」の如く表わし、個別料紙を「料紙1・1」の如く表記する。田図料紙の全体の寸法と構成は「図2」に示した如くであるが、各個別料紙の紙長と紙高は「表2」の如くなる。すなわち、第一行（第一段）の「料紙1・1」「料紙1・2」と第二行（第二段）の「料紙2・1」「料紙2・2」は、一部推計値を含み、かつ平行な二辺のうち一辺しか計測できていないが、紙長・紙高がほぼ同じの同型の料紙である。その平均値は紙長五三・七五mm \pm 五三・七cm、紙高三二・八・二五mm \pm 三二・八cmとなる。この料紙の大きさは、鎌倉時代の料紙として適當である。これら四枚の料紙は、完形のまま使用されていると考えられる。第三行（第三段）の「料紙3・1」「料紙3・2」は、紙長がそれぞれ五三・四cm、五三・八cmであるが、紙高は一六・〇cm、一六・二cm（推計値）で完形の料紙の二分の一であるから、完形の料紙を上下に二分割したものであることがわかる。第三列の「料紙1・3」「料紙2・3」は紙高はそれぞれ三二・八cm、三三・〇cmで完形の料紙の紙高と同じであるから、左右を完形の料紙より約九cm切除していることになる。左下隅の「料紙3・3」は完形の料紙を上下に二分割した上に、左端を約九cm切除していることになる。第三列の料紙の左端の切除は、第一列の料紙の右の条里方格の描かれていない部分の幅（約一七cm）と第三列の左の条里方格の描かれていない部分の幅（約二〇cm）をほぼ同じにするために行われたのであろう。第三行の料紙の紙高が完形の料紙の二分の一となったのは、条里方格の描画に必要な面の高さ（後述のように、条里方格面の寸法は、西大寺本と東京大学本との共通の親本の寸法を踏襲しているので、既定値である）が完形の料紙の紙高の二・五倍におさまったという偶然によるのであろう。

田図料紙は、まず料紙（個別料紙）を横に貼り継いで（文書料紙の連貼と同じく右上継ぎ）、第一段・第二段・第三段を作り（段は行列の行に相当）、その後、各段を上下に貼り継いで（この貼り継ぎでは下段が上）作成されたと

表 4 西大寺本と東京大学本の方格の比較

凡例 ①単位はミリメートル。 ②計測点の距離は、各々 0 mm の地点からの距離。

京北条里区南辺				京北条里区北辺			
計測点	長さ	西大寺本	東京大学本	計測点	長さ	西大寺本	東京大学本
一条一里東南端	一条一里南辺長	0	173	一条六里東北端	一条六里北辺長	0	173
一条一里西南端	一条二条条間長	177	173	一条六里西北端	一条二条条間長	177	173
二条一里東南端	二条一里南辺長	190	187	二条六里東北端	二条六里北辺長	190	186
二条一里西南端	二条三条条間長	367	360	二条六里西北端	二条三条条間長	366	359
三条一里東南端	三条一里南辺長	380	373	三条六里東北端	三条六里北辺長	379	372
三条一里西南端	三条四条条間長	556	545	三条六里西北端	三条四条条間長	555	544
四条一里東南端	四条一里南辺長	569	559	四条六里東北端	四条六里北辺長	569	558
四条一里西南端	四條一里南辺長	745	732	四條六里西北端	四條六里北辺長	742	729
京北条里区東辺				京北条里区西辺			
計測点	長さ	西大寺本	東京大学本	計測点	長さ	西大寺本	東京大学本
一条一里東南端	一条一里東辺長	0	173	四條一里西南端	四條一里西辺長	0	171
一条一里東北端	一里二里里間長	176	173	四條一里西北端	一里二里里間長	177	171
一条二里東南端	一条二里東辺長	189	185	四條二里西南端	四條二里西辺長	13	183
一条二里東北端	二里三里里間長	366	360	四條二里西北端	二里三里里間長	177	357
一条三里東南端	一条三里東辺長	379	373	四條三里西南端	四條三里西辺長	13	370
		177	174			177	172

一条三里東北端	三里四里中間長	556	12	547	11	四条三里西北端	三里四里中間長	557	12	542	13
一条四里東南端	一条四里東辺長	568	178	588	173	四条四里西南端	四条四里西辺長	569	177	555	172
一条四里東北端	四里五里中間長	746	12	731	14	四条四里西北端	四里五里中間長	746	13	727	15
一条五里東南端	一条五里東辺長	758	177	745	172	四条五里西南端	四条五里西辺長	759	177	742	172
一条五里東北端	五里六里中間長	935	12	917	13	四条五里西北端	五里六里中間長	936	12	914	15
一条六里東南端	一条六里東辺長	947	177	930	175	四条六里西南端	四条六里西辺長	948	177	929	175
一条六里東北端		1124		1105		四条六里西北端		1125		1104	

推定できる。すなわち、西大寺本は個別料紙の紙高方向を田図の縦方向に揃えて田図料紙を構成している。

表装以前の田図の折畳み方は折目跡から復原できる。折目跡は「図2」に▲と△で示してある。最初に天辺・地辺の▲(縦折目A〜G)の位置で天地方向の折目を付けて折本状に折畳む。その際、天辺・地辺の右端の▲(縦折目A)を谷折目とし、順次、山折目・谷折目と繰返し、折本状に縦に八つ折りとする。次に、左右の▲の位置を折目(横折目H〜J)として四つ折り(二つ折りを二回)にする。恐らく、紙面を三二分割した大きさの田図料紙右上の裏面が折畳んだ形での外面(同時にその下の三二分の一の面も外面に出ていることになる)になるように、▲の横折目を上から谷折目(H)・谷折目(I)・山折目(J)としたのであろう。後に、田図料紙の縦八分割の一番右の面の上半分の裏面(天から横折目Iまでの部分。すなわち右端と縦折目A、天辺と横折目Iで囲まれた部分)が、折畳んだ状態で常に外面となり表に出ているので、それを保護するために田図料紙の縦八分割の一番右の面(縦折目Aより右の部分)の裏側全体に、裏打ち補強を兼ねた紙を外面の表紙として貼り付けた。この縦八分割面の右第一面の裏に貼られた料紙が、上述の「旧状の表紙料紙」なのである。そして、これに、題簽が貼られたのである。この旧状の表

紙料紙を取り付けた後の横折目が \wedge (a b)であり、それらを上から谷折目(a)・谷折目(b)として、縦に八つ折りした状態をさらに横に三つ折りにして折畳んだのである。まず縦八つ折りの下三分の一を折り、ついで上三分の一を折り、三つ折りにしたのであろう。旧状の表紙料紙の題簽が田図の右上の裏に貼り付けられていたらしいことは、この推測の傍証となる。

②条里方格の作図

料紙(個別料紙)九枚を貼り継いだ田図料紙が完成すると、次に里界線と坪界線からなる条里の方格線が引かれた。条里方格線は、方角線の位置に、初めに角筆で押線を描いてからその上に墨線を引く。角筆は各所に観察されるが、特に一条二里二・三坪の南界線は、墨がとれて下の角筆がよく見えている。条里方格線の主要な端点の位置は「図4」に示してある。「図4」及び「表4」から、条里方格の一坪の寸法は次の如くなる。

東辺(天辺)の坪方格の一边	$(1295-171-13-13-12-12) \div 36 = 29.5 \text{ mm} = 2.95 \text{ cm}$
西辺(地辺)の坪方格の一边	$(1299-174-13-13-12-12) \div 36 = 29.5 \text{ mm} = 2.95 \text{ cm}$
南辺(右辺)の坪方格の一边	$(770-25-13-13-13) \div 24 = 29.4 \text{ mm} = 2.94 \text{ cm}$
北辺(左辺)の坪方格の一边	$(764-22-13-13-14) \div 24 = 29.25 \text{ mm} = 2.93 \text{ cm}$
坪方格の一边平均	$(1062+1062+706+702) \div (36 \times 2 + 24 \times 2) = 29.4 \text{ mm} = 2.94 \text{ cm}$

また、条里の条間、里間の寸法は次の如くである。

東辺(天辺)の里間	$(13+13+12+12+12) \div 5 = 12.4 \text{ mm} = 1.24 \text{ cm}$
西辺(地辺)の里間	$(13+13+12+13+12) \div 5 = 12.6 \text{ mm} = 1.26 \text{ cm}$

南辺(右辺)の条間 $(13+13+13) \div 3 = 13.0 \text{ mm} = 1.30 \text{ cm}$

北辺(左辺)の条間 $(13+13+14) \div 3 = 13.3 \text{ mm} = 1.33 \text{ cm}$

条間・里間の平均 $(62+63+39+40) \div (5 \times 2 + 3 \times 2) = 12.75 \text{ mm} = 1.28 \text{ cm}$

右の計測値は、坪一辺の長さ二・九四cmは一寸、条間・里間の一・二八cmは四分として、条里方格を作図したこと
を示している。この作図値の推定が正しいとすれば、四条六里の条里方格の作図計画値(天平尺)は、

南辺 $1 \text{ 寸} \times 6 \text{ (寸)} \times 6 \text{ (里)} + 0.4 \text{ 寸} \times 5 = 38 \text{ 寸} = 3 \text{ 尺 } 8 \text{ 寸}$

東西 $1 \text{ 寸} \times 6 \text{ (寸)} \times 4 \text{ (里)} + 0.4 \text{ 寸} \times 3 = 25.2 \text{ 寸} = 2 \text{ 尺 } 5 \text{ 寸 } 2 \text{ 分}$

となる。なお、条里方格と天辺・地辺との間隔は、東南隅が二五mm、東北隅が二二mm、西南隅が二二mm、西北隅が三
五mmである。これらの数値は、紙辺から七く八分を空けて作図することが計画されていたことを示していよう。この
条里方格の作図寸法は八く九世紀の条里図の方格寸法そのままではないにしても、西大寺本の親本の寸法であったこ
とは確実である。後述するように、条里方格の作図寸法は、東京大学本でもほぼ同じ数値である(「表4」参照)。
一里の辺長の平均値は次の如くである。

東辺(天辺)の里方格の一辺 $1062 \div 6 = 177 \text{ mm} = 17.7 \text{ cm}$

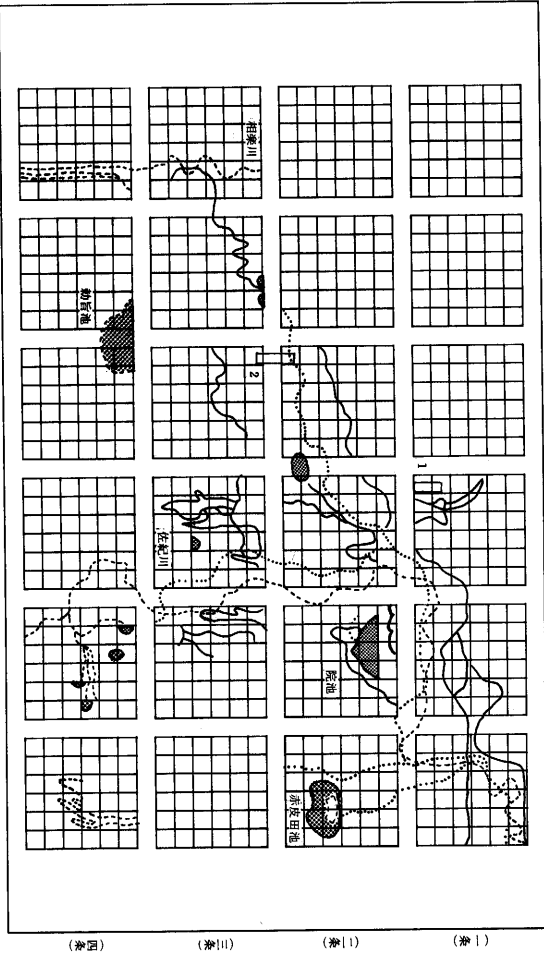
西辺(地辺)の里方格の一辺 $1062 \div 6 = 177 \text{ mm} = 17.7 \text{ cm}$

南辺(右辺)の里方格の一辺 $706 \div 4 = 176.5 \text{ mm} = 17.7 \text{ cm}$

北辺(左辺)の里方格の一辺 $702 \div 4 = 175.5 \text{ mm} = 17.6 \text{ cm}$

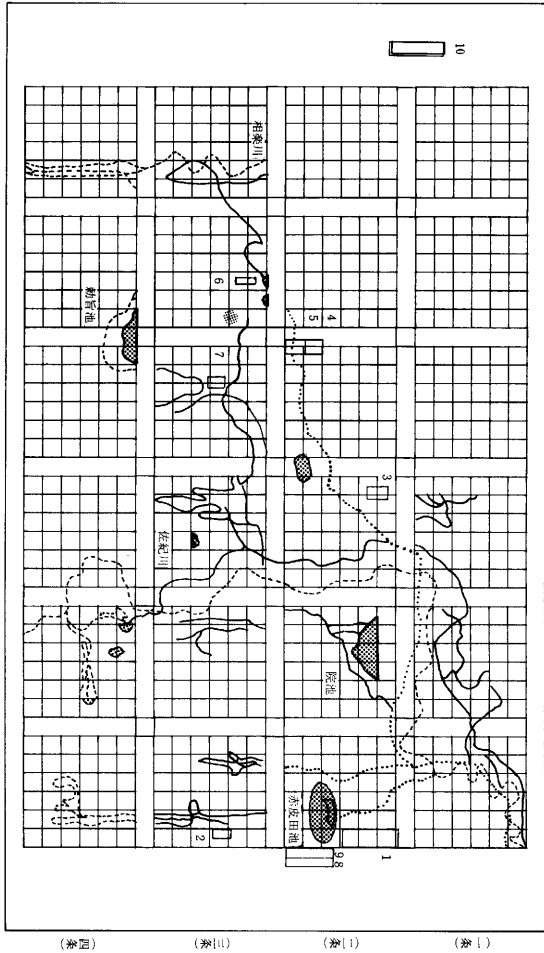
里辺長の平均 $(1062+1062+706+702) \div (6 \times 2 + 4 \times 2) = 176.6 \text{ mm} = 17.7 \text{ cm}$

図6 「京北班田図」西大寺本の彩色と描線の概要



- 凡例
- ① 条里界線 藍の線 ----- 緑青の線 —— 朱の線
 - ② 網は藍で、池を表す。池には便宜的に太線で繰取してある。
 - ③ 貼紙は□で示し、1、2と記す。
 - ④ 図版の大きさの都合で微細な描写は簡略化してある。

図7 「京北班田図」 東京大学の彩色と描線の概要



- 凡例 ① 桑里界線 藍の線 ----- 墨の線 —— 朱の線
- ② 網は藍で、池を表す。池には便宜的に太線で線取りしてある。
- ③ 船網は□で示し、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10と記す。
- ④ 図版の大きさの都合で微細な描写は簡略化してある。

条里方格は、田図料紙の左右に班田図の首部・尾部を記載するための余白を置いて描画されている。田図料紙の右の首部記載用の条里方格線の引かれていない部分は、長さ約一七cmで、作図された一里の辺長とほぼ同じ寸法である。

③田図の描画

条里方格を作図した後、彩色による田図の地形描写の描画、墨書・朱書による文字記載の記入が行われた。

彩色は、藍・緑青・朱（前述のように、朱色を呈する顔料が、弁柄（鉄の酸化物）か朱（水銀の硫化物）か丹（鉛の酸化物）であるかは肉眼ではわからないので、以下では朱色の色調にしたがって仮に朱と表現しておく）により行なわれている。彩色については、『日本荘園絵図聚影』三収載のカラー写真を参照しなければならぬが、その概要を〔図6〕に示しておく。⁽¹⁷⁾

藍は池と河川の描画に使用されている。京北条里区の地形環境と対比すれば、一条一里東南隅から三条五里あるいは三条三里に続く藍の線は、秋篠の谷から南へ流下する秋篠川（四条図には「佐紀川」と記されている）であることは確実である。秋篠川（佐紀川）の水流は、一条一里廿七坪で二条一里の赤皮田池から流下する水流（藍の線）を合わせ、二条一里廿五坪東辺で中ノ谷・阿弥陀谷（赤皮田池のある谷の北の谷。現在は大池・北新池・南新池がある谷）から流下する水流（藍の線）を合わせ、二条三里十三坪の東南隅で谷の北の奥からの水流（藍の線）を合わせ、西に曲り大川の谷へ遡り三条三里六坪から三条二里卅一坪に至る。

二条一里の赤皮田池の跡には近年まで池の東の堰堤が残っていたが、現在は小学校になり池跡は湮滅した。⁽¹⁸⁾この赤皮田池は二条一里四・五・八・九・十六・十七・廿・廿一坪に描かれている。池は、藍で縁取りして中を藍で塗る。ただし、藍のみの色調と少々異なるので、藍と緑青が重ね塗りされているかもしれないが、顕微鏡等で見ることで

きないのでよくわからない。そして、池は九・十六坪の界線を中心に扇面形に塗り残されているが、この扇面形は緑青で縁取りされている。池面の藍と扇面形の緑青の着色の先後関係はここでは判然としない。池が描かれた部分では、文字（墨）は全て藍と緑青の彩色の上から書かれている。

二条二里の十四・十五・廿二・廿三・廿六・廿七・卅五坪には院池（新海池とも記されている。現在の乾池）が藍で描かれている。汀は、東以外は藍の線で縁取られている。院池が描かれた部分の文字（墨）も、全て藍の彩色の上から書かれている。

四条四里廿五・廿六・卅五・卅六坪、四里・五里里間、五里一坪・二坪・十二坪には勅旨池が描かれている。勅旨池（現在の内ヶ池）は、東の汀の線が直線で四条四里・五里の東辺に一致している。南・西・北の汀の線は洋梨状の曲線で、緑青で描かれている。東の汀の線は緑青ではない。池の面は東の汀の線まで藍で塗られている。ただし、この池の面の色調も赤皮田池の彩色と同様に藍のみの色調と少々異なるので、藍と緑青が混じっているかもしれない。

藍で描かれた池は、これらの固有名称を有する池の他に、二条三里卅一・卅二坪から里間を越えて二条四里五・六坪にかけての池、三条三里十六坪の池、三条五里十二坪の池、同十三坪の池、四条二里三坪の池（彩色の上に「池」と墨書する）、同九・十坪の池（彩色の上に「池」と墨書する）、同廿三・廿四坪の池（彩色の上に「池」と墨書する）、同廿五坪の池（彩色の上に「池」と墨書する）がある。なお、三条五里三坪の「成池」は、東京大学本では藍で池が描かれているが、西大寺本では池の彩色は施されていない。

緑青は、赤皮田池・勅旨池の縁の線に使用されるほかに、河流・水流・水路や谷の形状を表現すると考えられる線あるいは道に使用されている。緑青の線は、まず、一条一里から三条三里にかけて藍の線で描かれた秋篠川（佐紀

川) 本流に沿いあるいは交差しながら描かれている。この秋篠川(佐紀川)の河流と関連する緑青の線は、二条三里・三条三里では、西から東に流れる藍の線の河流に雁行する線として、約一町南に位置している。この地区における実際の秋篠川(佐紀川)の流路は藍の線の位置にほぼ一致しているから、緑青の線は秋篠川(佐紀川)の位置を實際よりも約一町南にずらして、一部は三条二里西北部(卅四く卅一坪)に入り込んで描いていることになる。さらに四条三里四坪から「山」を越えて四条二里に入り込む緑青の線は、実際の地形とは矛盾している(石上「西大寺荘園絵図群の研究」参照)。しかしこの緑青の河流には、四条二里卅二坪に「佐紀川」、その分流には同卅三坪に「谷川」と記されている。そして、この「谷川」は四条二里の里名から見れば、八世紀には「蟹川」とも呼ばれていたことがわかる。三条六里と四条六里を貫いて東西に走る緑青の線は相楽川(現在の山田川)であるが、四条六里に描かれた相楽川の南に平行する二本の緑青の線は、そのうちの北側の一本に「道」と墨書されているから、道を表現していることがわかる。四条一里に描かれた二本の緑青の線が表現している地形・地物は検討を要する。同じ四条六里の例を考えると、考えれば道である可能性もあるが、北から南に蛇行し東に向う線は部分的に二本平行にまたは袋状に描かれており、現在のあやめ池の上池の谷の地形に類似して、谷の中の水流あるいは谷の形状を表現していると考えられる。四条の一里では緑青が谷の形状を表しているとすると、勅旨池の縁取りと考えた緑青の線や赤皮田池の中島状の扇面形の緑青の線も、池の藍の彩色を除けば、それだけで地形表現の機能を有することとなる。

このように、藍が池・川の水系のみを表現しているのは異なつて、緑青は川(秋篠川(佐紀川)・山田川(相楽川))、池の一部(赤皮田池・勅旨池)、道(四条六里)、谷状の地形(四条一里)など多様な表現機能を有していたことがわかる。緑青は、各条の田図毎に異なつた表現機能を有していた可能性も検討すべきかもしれない。

朱で描かれた線は多数ある。朱の線がどのような地形・地物を描いているのか判然としないが、恐らく道や谷の形状であろう。朱の線が描く対象については、実際の地形と比較しながらの丹念な考察が必要になる。

最後に、各彩色の間の先後関係、彩色と文字の先後関係についての観察所見を述べよう。

初めに、藍の線と緑青の線の先後関係について述べる。秋篠川（佐紀川）水系を描いた藍と緑青の線は十三か所で交差するが、大部分の、観察により彩色の先後関係を判定できた交点において、藍が下、緑青が上である。したがって、秋篠川に関しては、藍の線が先に描かれ、その後緑青の線が描かれたことがわかる。

次に、朱の線と藍・緑青の線の先後関係について述べる。一条一里廿八坪には、藍と緑青と朱の三線の交点、藍と朱の二線の交点がある。まず、藍・緑青・朱の三線の交点については、下から朱、藍、緑青の順に描かれていることがわかる。ところが、三線の交点のすぐ北（左）にある藍と朱の二線は重ならず、藍の線の両側で朱の線が途切れている。しかし、他の藍と朱の二線の交点（二条三里十一坪、三条三里十二・十三坪など）はみな朱が下、藍が上である。緑青と朱の二線の交点（三条二里卅三・卅四坪、三条六里八・九坪）では、朱が下、緑青が上である。なお、彩色は条里方格の墨線の上に施されている。勅旨池では四条四里北辺と同五里南辺が彩色の上に墨で引直されている。

また、文字は、坪の数詞も含めて、藍・緑青・朱の線や藍による面の彩色の上に書かれている。したがって、一条一里廿八坪の朱と藍の二線の交点の状態を別にすれば、田図全体としては、条里方格線が最初に引かれた後に、朱の線が、次に緑青の線が、最後に藍の線が描かれ、あわせて池が藍・緑青で描かれた後、条里坪数詞・田籍記事などの文字が書かれたのである。秋篠川（佐紀川）の水流の藍と緑青が、「京北班田図」上へのあるいは「京北班田図」の親本・祖本への水流描写の時系列上の先後関係を表しているのか、あるいは土地領有相論に関わる政治的主張を反映

表5 「京北班田園」の文字記載

凡例 ①坪数詞は省略する。但し、一条四・五・六里、二条六里には坪数詞は記載されていない。一条三里卅一・卅二・卅三・卅四・卅五・卅六坪の坪数詞は、西大寺本では擦消されており、東京大学本には記載されていない。
 ②事項毎に別行とし、同一行内の別事項は「、」で区切る。同一事項内の左への改行は、右への改行は、で示す。文字列の書出し位置は表現しない。文字の校訂や坪内の文字列の位置などは必要に応じて（ ）内に注記する。東を上とする文字列については方向を注記しない。
 ③朱書は「」、朱勾は、で、貼紙の墨書は「」で示す。文字と彩色の前後関係は主に池の面に関して注記する。
 ④文字は、原則として常用漢字で表記する。歩の略字トは使用する。

位置		西大寺本	東京大学本
一条	一里	南辺南 一橋烈里 北行 京北一条 西行	一橋烈里 北行 京北一条 西行
	東辺東	成務天皇山陵敷地(北が上)	成務天皇山陵敷地
	一坪	佐紀郷/坂本辺/知得(誤字・脱字あるか)	(文字なし)
	二坪	川萌(萌は、日を月に作り、崩の誤写)	同萌(萌は、日を月に作り、崩の誤写)
	三坪	色勢社	色勢社
	四坪	溝辺	溝辺
	五坪	池心	池止(止は心の誤り)
	六坪	『虫損』	(文字なし)
	七坪	道祖田	道祖田
	八坪	同田	同田
	九坪	郡田	郡田
	十坪	社本明神 家中田	社本明神 家中田
	十一坪	家中田	家中田

廿九坪	家	家
廿八坪	家	家
廿六坪	家	家
廿五坪	田	田
廿四坪	加牟多知田	加牟多知田
廿三坪	家(東北隅) 家(西北隅)	家(東北隅) 家(西北隅)
廿二坪	家中田	家中田
廿一坪	門田	門田
廿坪	古家田	古家田
十九坪	古家田	田(田の上は空白)
十八坪	道祖田	道祖田
十七坪	壘同	壘同
十六坪	牟美本田	牟美本田
十五坪	家中田	家中田
十四坪	同	同
十三坪	陵	陵
十二坪	陵	陵

「京北班田図」の基礎的研究

		二里	
卅三坪	岡	卅三坪	家
卅四坪	池	卅四坪	池
卅五坪	池	卅五坪	池
南辺南	二楯烈里	南辺南	二楯烈里
東辺東	神功皇后山陵敷地(北が上)	東辺東	神功天皇皇后山陵敷地(天は衍字。后は估の如き字形に誤る)
一坪	池上田	一坪	池上田
二坪	池	二坪	池
三坪	池	三坪	池
五坪	「虫損」	五坪	(文字なし)
六坪	神「虫損」	六坪	(文字なし)
九坪	池	九坪	池
十坪	陵	十坪	陵
十六坪	(文字なし)	十六坪	陵
十八坪	門田	十八坪	門田
十九坪	門田	十九坪	門田
廿坪	(文字なし)	廿坪	門田
廿九坪	門田	廿九坪	門田
卅坪	門田	卅坪	門田
卅二坪	岡(岡には罍の字形が用いられる。以下同じ)	卅二坪	岡(岡には罍の字形が用いられる。以下同じ)
卅三坪	岡	卅三坪	岡

											三里												
十八坪	山		十八坪	山		十三坪	岡		十三坪	山		南辺南	三前道里	佐紀道里	卅六坪	山		卅五坪	山		卅四坪	山	
十七坪	山		十七坪	山		十二坪	山		十二坪	山		東辺東	東(西が上)										
十六坪	岡		十六坪	岡		十一坪	山		十一坪	山		一坪	(文字なし)										
十五坪	山		十五坪	山		十坪	山		十坪	山		二坪	(文字なし)										
十四坪	山		十四坪	山		九坪	山		九坪	山		三坪	(文字なし)										
十三坪	岡		十三坪	岡		八坪	山		八坪	山		四坪	(文字なし)										
十二坪	山		十二坪	山		七坪	山		七坪	山		五坪	(文字なし)										
十一坪	山		十一坪	山		六坪	山		六坪	山		六坪	(文字なし)										
十坪	山		十坪	山		五坪	山		五坪	山		七坪	(文字なし)										
九坪	山		九坪	山		四坪	山		四坪	山		八坪	(文字なし)										
八坪	山		八坪	山		三坪	山		三坪	山		九坪	(文字なし)										
七坪	山		七坪	山		二坪	山		二坪	山		十坪	(文字なし)										
六坪	山		六坪	山		一坪	山		一坪	山		十一坪	(文字なし)										
五坪	山		五坪	山		一坪	山		一坪	山		十二坪	(文字なし)										
四坪	山		四坪	山		一坪	山		一坪	山		十三坪	(文字なし)										
三坪	山		三坪	山		一坪	山		一坪	山		十四坪	(文字なし)										
二坪	山		二坪	山		一坪	山		一坪	山		十五坪	(文字なし)										
一坪	山		一坪	山		一坪	山		一坪	山		十六坪	(文字なし)										
												十七坪	(文字なし)										
												十八坪	(文字なし)										

六里			
北辺北	(貼紙なし)		
卅六坪	岡 (坪数詞擦消し)		岡 (坪数詞なし)
卅五坪	岡 (坪数詞擦消し)		岡 (坪数詞なし)
卅四坪	岡 (坪数詞擦消し)		岡 (坪数詞なし)
卅三坪	岡 (坪数詞擦消し)		岡 (坪数詞なし)
卅二坪	岡 (坪数詞擦消し)		岡 (坪数詞なし)
卅一坪	「西大寺領九ヶ内」(貼紙は卅二・卅一坪にかけて貼られる。 二条三里廿五・廿六坪の田を指示する)(坪数詞擦消し)	(貼紙なし。二条三里廿五坪参照)(坪数詞なし)	
卅八坪	岡	岡	
廿七坪	山	山	
廿六坪	山	山	
廿五坪	山	山	
廿四坪	山	山	
廿三坪	山	山	
廿二坪	山	山	
廿一坪	岡	岡	
廿坪	岡	岡	
十九坪	岡	岡	

「限西河内界」(西が上。貼紙は一条と二条の北辺の中央北に貼られる。原位置は四条西辺西か)

南辺南	〔一堅上里 (貼紙なし)〕 京北二条	〔一堅上里 京北二条 「限南京北一条」(北は内の上に重書き) 「限東極烈山陵」(貼紙は南限の貼紙の右に貼られる。原位置は一条東辺東か)〕
一坪	本田	〔本田の文字なし〕 「相博地二丁七反/三百卅六歩 西大寺九ヶ/坪代 て貼られる」 「(貼紙は一・二・三坪にかけ
八坪	赤皮田池(皮田池は赤波田池の藍・緑青の彩色の上に、九坪から八坪にわたって書される)	(赤皮田池の文字なし)
十二坪	家依田	家依田
十三坪	草野田	草野田
十四坪	同	同
十五坪	池坂田	池坂田
十六坪	池尻田(池尻は赤皮田池の藍・緑青の彩色の上に書される)	池尻田(田は赤皮田池の藍の彩色と扇面形の枠の墨線の上に書される)
十七坪	池上田(赤皮田池の藍の彩色の上に書される)	池上田(池上は赤皮田池の藍の彩色の上に書される。池の下に挿入符を付して上を傍補)
十八坪	池上田	池上田
廿坪	同田一反廿ト(同田一反廿は赤皮田池の藍の彩色の上に書される) 内経寺	内田一反廿ト(内田一反の右半の一部は赤皮田池の藍の彩色の上にかかる。内は同の誤り) 内経寺
廿一坪	山内田 内経寺	山内田 内経寺
廿二坪	(文字なし)	草野
廿三坪	草野田	草野田
廿四坪	草野田	草野田

		二里	
十六坪	同	南辺南	二丸部里
十五坪	同	一坪	秋篠寺田一反
十四坪	芒作田 (芒作は院池の藍の彩色の上に書される)	三坪	講堂 (南界線に接して書される)
十三坪	井手田	十坪	家依田
十二坪	沢町田 (沢の偏をマに作る)	十一坪	新相田
十一坪	井手田	十二坪	沢町田 (沢を次のように書す)
十坪	同	十三坪	* 田 (*はマに牛を合わせた字だが、井手の誤写)
九坪	同	十四坪	芒作田 (芒作は院池の藍の彩色の上に書される)
八坪	同	十五坪	同
七坪	同	十六坪	同
六坪	古家田	廿五坪	古家田
五坪	古家田	廿六坪	古家田
四坪	山内田 南大門内経寺 (寺は廿八坪に書される)	廿七坪	(山内田の文字なし) 南大門内経寺
三坪	同寺 (廿七坪の内経寺に続いて書される)	廿八坪	同寺
二坪	同寺	廿九坪	同寺
一坪	同寺	卅坪	同寺
卅四坪	金堂 (南界線に接して書される) 香水井 (香は卅五坪に書される)	卅四坪	金堂 香水井 (香は卅五坪に書される)
卅六坪	秋篠田四反 御井門田 (御を臣のように書き誤る)	卅六坪	秋篠田四段 御井門田 (御を臣のように書き誤る)

		三里	
十七坪	池上田 新開	池上田 (新開の文字なし)	
廿三坪	院池(院池の藍の彩色の上に書される) 新海池(院池の藍の彩色の上に書される)	院池(院池の藍の彩色の上に書される。院は廿四坪にかかる) 新海池(院池の藍の彩色の上に書される)	
廿四坪	上井田	上井田	
廿五坪	古家田	古家田	
廿七坪	池上田	池上田	
卅一坪	秋篠田三反二／百ト	秋篠田三段二／百ト	
卅二坪	秋篠田四反／百七十六ト	秋篠田四段／百七十六ト	
卅三坪	石波田	古波田(古は右のように書す。石の誤りか)	
卅四坪	秋篠田一丁(丁は町の略字)	秋篠田一丁	
卅五坪	加比波良田	加比波良田	
卅六坪	古家田	古家田	
南辺南	三上丸部里	三上丸部里	
一坪	墓廻田	墓廻田	
二坪	秋篠田一段	秋篠田九段	
三坪	秋篠田一段	秋篠田一段	
四坪	井口田	井口田	
五坪	栗岡田	栗岡田(栗の木を大に作る)	
六坪	同	同	
七坪	秋篠寺	秋篠寺	

「京北班田図」の基礎的研究

四里	南辺南	四桑原里	四桑原里
	十坪	秋篠田一丁	秋篠田一丁
	十一坪	秋篠田二段ノ百十ト	秋篠田二段ノ百十ト
	十二坪	林田	林田
	十三坪	林田	林田
	十四坪	秋篠田一反九十ト	秋篠田一段九十ト
	十五坪	秋篠田ノ一丁	秋篠田ノ一丁
	十六坪	同寺	同寺
	廿一坪	同寺	同寺
	廿二坪	同寺	同寺
	廿三坪	古家田	古家田
	廿五坪	＼西大寺五反	西大寺田五段 〔九ヶ坪内〕（貼紙は廿五・廿六・卅五・卅六坪の中央に貼られる。廿五・廿六坪の田を指示する）
	廿六坪	＼西大寺二反	西大寺二段
	廿七坪	秋篠寺	秋篠寺
	廿八坪	同寺	同寺
	卅二坪	歟原田	歟原田
	卅三坪	同田（田は重書き）	同田
	卅四坪	神願寺	神願寺
	卅五坪	同寺	同寺

一坪	神願寺	神願寺
二坪	同寺	同寺
三坪	同寺	同寺
四坪	歙原田	(文字なし)
五坪	同田 同之留麻呂(同之には誤字・脱字あるか)	川田(川は同の誤り) (同之留麻呂の文字なし)
七坪	歙原田	歙原田
八坪	同田	同田
九坪	同田	同田(田は寺の上に重書き)
十坪	同寺	同寺
十一坪	同寺	同寺
十三坪	歙原田	歙原田
十四坪	秋篠寺	秋篠寺
十五坪	歙原田	歙原田
十六坪	神願寺	神願寺
十八坪	同寺	同寺
十九坪	神願寺二反三(下欠く) 秋篠寺三反/五十一ト、公田四反	神願寺二段 畠秋篠寺三百/五十ト、公田四段
廿坪	同寺	同寺
廿一坪	同寺	同寺

三條		首部		一里		五里	
廿二坪	鉦原田	廿二坪	秋篠寺	廿二坪	秋篠寺	廿二坪	鉦原田
廿八坪	道辺田	廿八坪	道辺田	廿八坪	同田	廿八坪	道辺田
廿九坪	同田	廿九坪	同田	廿九坪	同田	廿九坪	同田
卅坪	秋篠寺	卅坪	秋篠寺	卅坪	秋篠寺	卅坪	秋篠寺
卅一坪	〔西大寺領九ヶ内〕 〔貼紙は卅一坪から三條四里卅六坪にかけて貼られる。卅一・卅二坪の田を指示する。〕	卅一坪	〔西大寺領九ヶ内〕 〔貼紙は卅一坪から三條四里卅六坪にかけて貼られる。〕	卅一坪	〔西大寺領九ヶ内〕 〔貼紙は坪の北界線上に貼られる。左辺中央に濃い藍の線が僅かにかかる。〕	卅一坪	〔西大寺領九ヶ内〕 〔貼紙は坪の北界線上に貼られる。左辺中央に濃い藍の線が僅かにかかる。〕
卅二坪	同寺	卅二坪	同寺	卅二坪	同寺	卅二坪	同寺
南辺南	二條五秋篠里	南辺南	二條五秋篠里	南辺南	二條五秋篠里	南辺南	二條五秋篠里
五坪	秋篠寺	五坪	秋篠寺	五坪	秋篠寺	五坪	秋篠寺
六坪	同寺	六坪	同寺	六坪	同寺	六坪	同寺
七坪	同寺	七坪	同寺	七坪	同寺	七坪	同寺
八坪	神願寺	八坪	神願寺	八坪	神願寺	八坪	神願寺
十八坪	秋篠寺	十八坪	秋篠寺	十八坪	秋篠寺	十八坪	秋篠寺
	〔本表の末尾に別掲する〕		〔本表の末尾に別掲する〕		〔本表の末尾に別掲する〕		〔本表の末尾に別掲する〕
東辺東	〔文字なし〕	東辺東	一赤皮里〔南が上〕	東辺東	一赤皮里〔南が上〕	東辺東	一赤皮里〔南が上〕
三坪	〔貼紙なし〕	三坪	〔九ヶ坪内〕〔十・十一・十二坪の田を指示する〕	三坪	〔九ヶ坪内〕〔十・十一・十二坪の田を指示する〕	三坪	〔九ヶ坪内〕〔十・十一・十二坪の田を指示する〕
七坪	谷上田	七坪	谷上田	七坪	谷上田	七坪	谷上田
十坪	〔西大寺一段七十二歩 公田一段廿八歩〕	十坪	〔西大寺一段七十二歩 公田一段廿八歩〕	十坪	〔西大寺一段七十二歩 公田一段廿八歩〕	十坪	〔西大寺一段七十二歩 公田一段廿八歩〕
十一坪	〔池上田三段／百卅四歩 西大寺田〕	十一坪	〔池上田三段／百卅四歩 西大寺田〕	十一坪	〔池上田三段／百卅四歩 西大寺田〕	十一坪	〔池上田三段／百卅四歩 西大寺田〕

十二坪	池上田四反／卅六ト 西大寺田	池上田四段／卅六歩（上は田を書きかけて重書き） 西大寺田
廿五坪	内経寺二段三百／廿歩 公田二段	内経寺二段三百／廿歩 公田二段
廿六坪	阿弥陀寺二段／三百歩	阿弥陀寺二段／三百歩
廿七坪	阿弥陀寺田	阿弥陀寺田
廿八坪	寺谷田三百／四歩	寺谷田三百／四歩
三里	南辺南 二栗本里 田式段老佰拾捌歩下寺田	二栗本里田式段老佰拾捌歩 下寺田
卅二坪	池田一段下 秋篠寺	池田一段下 秋篠寺
卅六坪	栗本田一段百／十八段五ト（段は改の如き字形。段五トは歩下とあるべきか） 秋篠寺	栗本田一段百（百は下半部欠損） □□□□（折目で欠損。八段五トの残画か） 秋篠寺
三里	南辺南 三瓦屋里	三瓦屋里
十三坪	秋篠寺田一段	秋篠寺田一段
十四坪	秋篠寺田	秋篠寺田
十五坪	秋篠寺田	秋篠寺田
廿五坪	高小野田一段／下 秋篠寺田（篠は重書き）	高小野田一段下 秋篠寺田
廿七坪	高小野田二段／下 秋篠寺田	高小野田二段下 秋篠寺田
廿九坪	高小野谷田一段 同寺田	高小野谷田一段 同寺田
卅六坪	高小野北谷田一段／下 秋篠寺田	高小野北谷田一段（下を脱す） 秋篠寺（田を脱す）

		四里	
東辺東	四忍熊里田坂町参佰五拾柒步(南が上)	四忍熊里田坂町参佰五拾柒步(南が上。坂は玖の誤り)	
一坪	高小野一段百ト 神願寺田	高小野一段百ト 神願寺(田を脱す)	
二坪	高小野 「虫損」	(文字なし)	
十二坪	高小野谷ノ田三段百ト 同寺	高小野谷田三ノ段百ト 同寺	
十三坪	大山田九段ノ百六步(十なし) 秋篠寺	大山田九段ノ百六十ト(十トは十の右下に、の字形) 秋篠寺	
十四坪	同寺田	同寺田	
廿坪	同寺田	同寺田	
廿一坪	同寺田	同寺田	
廿二坪	同寺田	同寺田	
廿三坪	秋篠寺田九段	秋篠寺田九段	
廿四坪	同寺田	同寺田(同は重書き)	
廿五坪	忍熊田一町 同寺田	忍熊里ノ町(里は田一の誤り) 同寺田	
廿六坪	忍熊田七段百ノ廿五步	忍熊田七段百ノ廿五步	
廿七坪	忍熊田一段百ト 同寺田	忍熊田一段ノ百ト 同寺田	
廿八坪	忍熊田三段ノ二百六十ト 同寺田	「忍熊」(貼紙は廿一・廿二・廿七・廿八坪の中央に貼られる) 忍熊田三段ノ二百六十ト 同寺田	
廿九坪	忍熊田二段三百ノ步 同寺田	忍熊田二反三ノ百步 同寺田	

									五里	
卅坪	忍熊田二段／二百ト 同寺田	秋篠寺田九段	秋篠寺田九段	秋篠寺田一町	秋篠寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田
卅六坪	秋篠寺田九段	五秋篠里（南が上）	五秋篠里（南が上）	秋篠寺田一丁	秋篠寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田
東辺東	五秋篠里（南が上）									
一坪	秋篠寺田一町	秋篠寺田	秋篠寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田
二坪	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田
三坪	大山田四段 同寺田三段 成池一段公（池の描画なし）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）
四坪	大山田五段／中（五段は擦消し）〔四段か〕の上に書される） 〔一行〕〔同寺田三段か〕〔擦消し〕 同寺田（擦消し）〔成池一段か〕の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）	同寺田三段 成池一段公（成は池の藍の彩色の上に書される）
五坪	大山田三段／五歩 同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田	同寺田
十坪	秋篠寺田／四段下 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田
十一坪	秋篠田／四段下 西大寺田、墓田（墓田は左に寄る）	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田	秋篠寺田四段 西大寺田
十二坪	秋篠田／一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田一町 秋篠寺田（秋は池の藍の彩色の上に書される）
十三坪	秋篠田／九段六／十七ト 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）	秋篠寺田九段 同寺田（同は池の藍の彩色の上に書される）
十四坪	秋篠田／四段百卅ト 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田	秋篠寺田四段 同寺田

「京北班田図」の基礎的研究

四条																	
一里		首部	尾部									六里					
八坪	七坪	南辺南	池上里		十一坪	十坪	九坪	八坪	七坪	六坪	四坪	三坪	二坪	一坪	東辺東	南辺南	廿三坪
谷迫田一段中 (乗)	山	池上里	(表の末尾に別掲)	(表の末尾に別掲)	境川辺田ノ九十六歩	北坂本田一段ノ二百ト	池後田三段ノ二百廿ト	坂合田一段七十ノ二歩	川向田三段百ノ六十ト 相楽河上	(文字なし)	池内田一段ノ三百歩	坂本田四段	東坂本田七段	境谷田百冊ト	此坂本里図様ハ天平十五年九月九日勘注図ヲ移也	坂本里	同寺田
谷迫田一段中 (乗の文字なし)	山	池上里	(表の末尾に別掲)	(表の末尾に別掲)	境川辺田ノ九十二歩 (二は六の誤りか)	北坂本田二段ノ二百歩 (北を比の如く書す)	池後田三段ノ二百廿歩	坂合田一段七ノ十二歩	川向田三段ノ百六十ト (句は向の誤りか) 相楽河上	川向田北上ノ百八歩 (句は向の誤りか)	池内田一段ノ三百歩	坂本田四段	東坂本田七段	境谷田百冊ト	(文字なし)	坂本里	同寺田

	二里		
九坪	谷迫田二段七十二／中（二の下に歩を脱す） （乗一段の文字なし） 同阿古麻呂一段七十二下	谷迫田二段七十／二下中 （乗一段の文字なし） （同阿古麻呂一段七十二下の文字なし）	
十坪	谷上田二段二百九／十下／中 同阿古麻呂既（南が上）	谷上田二段二百九十下／中 （同阿古麻呂既の文字なし）	
十一坪	谷上田二段百下／中 同阿古麻呂既（南が上）	谷上田二段百下／中 （同阿古麻呂既の文字なし）	
十二坪	谷上田二段七十二（二の下に下を脱す） 佐紀郷佐紀勝／阿古麻呂百／七十四歩（南が上。百は呂に重書き） 右京六条三坊『虫ま』／野麻呂一段二百／五十八歩（南が上。まは損の略）	上田二段七十二下（上の上に谷を脱す） （佐紀郷佐紀勝阿古麻呂百七十四歩の文字なし） （右京六条三坊『虫損』野麻呂一段二百五十八歩の文字なし）	
十三坪	山	（文字なし）	
十四坪	山	（文字なし）	
十五坪	山	（文字なし）	
十六坪	北谷迫田一段／冊歩中 同阿古麻呂既	北谷迫田一段／冊歩中 同阿古麻呂既（既は重書き）	
十九坪	山	山	
廿坪	俣田二段下 同持麻呂既	俣田二段下（朱の汚れが文字の上にかかる） 同持麻呂既	
廿一坪	北谷迫上田／三百下（百の下に歩を脱す） 同阿古麻呂八十九下 右京『虫損』持／麻呂二百十一歩	北迫谷上田三百／歩下（迫谷は谷迫の誤りか） 同阿古麻呂八十九下 右京／呂二百十一歩（京の下空白）	
南辺南	蟹川里	蟹川里	
三坪	池（池の藍の彩色の上に書す）	（文字なし）	
九坪	池山 池（池の藍の彩色の上に書す）	池山 池（池の描画なし）	

十坪	蟹川田二段下 佐紀郷山部布美／麻呂墓田 伝男秋人(男は重書き)	蟹川田二段下(蟹の虫を土に誤る) 佐紀郷山部布美／麻呂墓田(蟹の上半部を郷に誤る) (伝男秋人の文字なし)
十一坪	山	山
十二坪	山	山
十三坪	山	山
十四坪	蟹川田／三百下 既荒	蟹川里三／百下(里は田の誤り) 既荒
十五坪	蟹川田一段／三百下 佐紀郷岡臣秋田／墓田	蟹川田一段／二百下(二は三の誤り) 佐紀郷(岡臣秋田墓田を脱す)
十六坪	山	山
廿一坪	蝦手山房	(文字なし)
廿二坪	中蟹川田／一段下 既荒	蟹川田一段(下を脱す。次行は二百下を擦消す) 既荒
廿三坪	山	山
廿四坪	池山 (池の藍の彩色の上に書される)	池山 (池の藍の彩色の上に書す)
廿五坪	上迫田一段八十／下 佐紀郷丸部国足／墓田与／壳同戸丸部白麻呂(同戸丸部は池の藍の彩色の上に書される) 池(卅六坪との境線上に、池の藍の彩色の上に書される)	上迫田一段(八十下を脱す) 佐紀郷丸部／墓田(墓の土を虫に作る。与壳同戸丸部白麻呂を脱す) 池(池の藍の彩色の上に書される)
廿六坪	(文字なし)	国足(廿五坪の丸部に続く文字)
廿七坪	蟹川田二段／百步下 既荒	(文字なし)
廿八坪	山	(文字なし)

		三里										四里																							
卅二坪	佐紀川(東北東が上。水流の緑青の描線の上に書される。佐は位の如き字形)	卅三坪	谷川(北北東が上。水流の緑青の描線の上に書される)	卅四坪	山	卅五坪	川辺田一段/下	卅六坪	迫田二段下 佐紀郷丸部石村/墾田	南辺南	菅生里	西辺西	西	一坪	山	二坪	山	三坪	山	四坪	山	東辺東	第四忍熊里(南が上)	廿二坪	山	廿三坪	忍熊谷田/九十六ト/下	廿四坪	山	廿五坪	忍熊谷田二百/八十八歩下 乘(勅旨池の藍の彩色の上に書される)	廿六坪	忍熊田百/廿歩/下 乘(勅旨池の藍の彩色の上に書される)	忍熊谷田/田二百八十八歩下 乘(勅旨池の藍の彩色と外周墨線の間白地に書される)	忍熊谷田/百廿歩下 乘(勅旨池の外周墨線の上に書される)
	(文字なし)		(文字なし)		山		川辺田一段下 (乗の文字なし)		迫田二段下 佐紀郷丸部口村/墾田(口は石の誤り。墾の土を虫に誤る)		菅生里		(文字なし)		山		山		山		山	第四忍熊里(南が上)		山		乘	忍熊谷田/九十六ト下		山		忍熊谷/田二百八十八歩下 乘(勅旨池の藍の彩色と外周墨線の間白地に書される)		忍熊谷田/百廿歩下 乘(勅旨池の外周墨線の上に書される)		

六里										五里							
十坪	九坪	八坪	七坪	六坪	五坪	四坪	三坪	二坪	一坪	東辺東	十二坪	十一坪	三坪	東辺東	卅六坪	卅四坪	廿七坪
中遊師田五段／百廿ト下 同加比麻呂壑田	西遊師田四段百／九十ト下 同加比麻呂壑田	西遊師田／五段百ト下 同加比麻呂壑田	道（坪中央の緑青の描線の上に書される）	山	山	山	山	山	山 佐紀郷佐紀勝／阿古麻呂（南が上）	川原田二段百廿ト／下 乗一段一十歩／百十（段一十の上に并十と重書きし百十と左に傍書一十歩か） 山（西北隅）	第六遊師里（南が上）	山	山	山	勅旨池（勅旨池の藍の彩色の上に書される）	山	山
（文字なし）	（文字なし）	（文字なし）	（文字なし）	山	山	山	山	山	（文字なし）	（文字なし）	山	山	山	（文字なし）	勅旨池（勅旨池の藍の彩色の上に書される）	山	山

尾部	十二坪	東遊師田／五段下 右京七条一坊／寸加／比麻呂壘田(寸の上に□□忌の三字脱)	(文字なし)
	十二坪	古家田三段／下 相楽川後壘田 右京九条二坊／敢国定	(文字なし)
		(表の末尾に別掲)	(表の末尾に別掲)

三条首部

西 大 寺 本

東 京 大 学 本

大和国添下郡京北三条班田図巻第里六南頭
大同三年校定田式拾壹町柒段參佰伍拾貳步
益參段貳步

合定田式拾貳町參佰伍拾肆步中五町一段八十八步
下十六町九段二百六十六ト
散田壹拾捌町肆段佰玖拾壹步
神田壹段

寺田拾捌町參段佰玖拾壹步
口分田參町陸段佰陸拾參步
左京人玖段貳佰拾肆步
右京人貳町肆段貳佰肆拾步
当都人貳段貳拾玖步

(第九行は佰の下に伍を脱すか。第十一行の都は郡の誤り)

大和国添下郡京北三条班田図巻第里六南頭
大同三年校定田式拾壹町柒段參佰伍拾貳步
益參段貳步

合定田式拾貳町參佰伍拾肆步中一段八十八步
下六町九段二百六十六ト
散田壹拾捌町肆段佰玖拾壹步
神田壹段

寺田拾捌町參段佰玖拾壹步
口分田參町陸段佰陸拾參步
右京人玖段貳佰拾肆步
右京人貳町肆段貳佰肆拾步
当都人貳段貳拾玖步

(第一行小書の等は竹に工の字形に作る。第九行の右は左の誤り。同行は佰の下に伍を脱すか。第十一行の都は郡の誤り)

三条尾部

筆師留省大初位上大伴登
萬利史生兵部位子上大初供

管師留省大初位上大伴登
萬利史生兵部位子上大初供下壬

下壬生首本成留省大初位
上泰忌寸諸満

式部位子忍位城原連『虫損』

国司正六位上行小椽大宅真

人男繼從七位下行大自勝大伴

梶足

郡司『已下虫損』

『虫損』

弘仁二年十一月廿九日主典從七位下行

兵部少椽上村氏主

判官正六位上行右京少進

『虫損』朝臣未□

散位從八位上『虫損』

主典散位從七位下『虫損』

(第一行の筆は算の誤り。第二行の位は陰(蔭)・孫の如くにも見え、供は位の誤り。第五行の位子の位は重書き、忍は無の誤り。第七行の自は目の、勝は膳の誤り。第十二行の五從は從五位の誤り、椽は録の誤り。第十四行の□は糸に月の如き字形)

生首本成留省大初位下泰忌
寸諸満

式部位子壬位城原連

国司正六位上行小椽大真

人男繼從七位下行大原勝大伴

左右長官從四位下行大和守

弘仁二年十一月廿九日主曲從七位下行兵

部小塔

次官散從五位下紀朝臣

判官正六位上行右京小進

(第一行の管は算の誤り、留はイに留の字形に誤写、件は伴の誤り。第二行の位は跡か陰の如き字形、供は位の誤り。第三行の泰は泰の誤り。第五行の位子の位は跡の如く誤写、壬は無の誤り。第六行の塔は椽の誤り、大の下に宅脱。第七行の原は目の、勝は膳の、件は伴の誤り。第九行の曲は典の誤り。第十行は散の下に位脱、塔は椽の誤写で録の誤り)

西大寺本

東京大学本

四条首部

大和国添下郡京北四条 里六

宝龜三年校定田伍町老段参佰式拾捌步

損式段

合定田肆町玖段参佰式拾捌步 中一町二段五十四步
下三町七段二百七十四步

散田貳町伍拾步 寺墓田

大和国添下郡京北四条 里六

宝龜三年校定田伍町老段参佰式拾捌步

損式段

合定田肆町玖段参佰式拾捌步 中一町二段五十四步
下三町七段二百七十四步

散田貳町伍拾步 寺墓田

口分田耆町肆歩

授右京人肆段耆佰玖歩

当郡人玖段式佰伍拾伍歩

墾田耆町式拾歩

授右京人參段耆歩

当郡人柒段式拾歩

乘田伍段式佰伍拾肆歩

(第六行は町の下に參段脱。定田合計と内訳合計は合わない)

四条尾部

竿師元位国造人成

史生正七位下葛木直藏足

從七位下日置造豊入

正八位上守部連豊国

病

国司正六位上行大目大物忌

郡司大領外正六位下 和連家主

長官正四位下行左大弁

兼造西大寺長官佐伯 宝龜五年五月十日主典散位寮散位從六位上大岡

判官正六位上行山背介勲九等尾張連連任

令宅人 判官典鑄正正六位上佐史朝臣比奈麻呂

次官從五位上行民部

勲六等右少朝臣 准判官正六位上行右京少進清水連国

『虫損』 主典大政官左史生從六位上伊吉連春日麻呂

(第九行の化は他の誤り。第十一行の背は比に日の字形に誤写。第十三行の令は今の、宅は毛の誤り。第十四行の史は味の誤り)

口分田耆町肆歩

授右京人肆段耆佰玖歩

当郡人玖段式佰伍拾伍歩

墾田耆町式拾歩

授右京人參段耆歩

当郡人柒段式拾歩

乘田伍段式佰伍拾肆歩

(第二行の町は重書き。田積については西大寺本と同じ)

管師元位国造人成

(以下文字なし。管は算の、元は無の誤り)

表6 西大寺田九ヶ坪の記載

群	1		2		3		4		条	里	坪	西大寺本	東大寺本	貼紙							
	番号	条	里	坪	番号	条	里	坪							番号	条	里	坪	番号	条	里
群	1	3	2	1	5	4	7	6	三	一	十	西大寺一段七十二歩、公田一段廿八歩	西大寺一段七十二歩、公田一反廿八歩	「九ヶ坪内」の貼紙							
															池上田三反百卅四歩、西大寺田	池上田四段卅六歩、西大寺田	池上田四段卅六歩、西大寺田	池上田四段卅六歩、西大寺田			
																			池上田四反卅六歩、西大寺田	西大寺五段	西大寺二段
2	3	2	1	5	4	7	6	二	三	十一	西大寺領九ヶ内」の貼紙	西大寺領九ヶ内」の貼紙	西大寺領九ヶ内」の貼紙								
														西大寺二反	西大寺	同寺	秋篠寺田四段下、西大寺田				
																		西大寺	同寺	秋篠寺田四段下、西大寺田	
3	2	1	1	9	8	7	6	二	四	卅一	西大寺	西大寺	西大寺								
														秋篠寺田四段下、西大寺田	秋篠寺田四段下、西大寺田	秋篠寺田四段下、西大寺田	秋篠寺田四段下、西大寺田				
4	3	2	1	9	8	7	6	三	五	十一	秋篠寺田四段下、西大寺田	秋篠寺田四段下、西大寺田	秋篠寺田四段下、西大寺田								
														「九ヶ坪内」の貼紙	「九ヶ坪内」の貼紙	「九ヶ坪内」の貼紙					

凡例 ①群は南から北へ配列した。

②西大寺本の二条一里一坪に「本田」とあり、東京大学の二条一里一・二・三里の貼紙に「相博地二丁七反三百卅六歩、西大寺九ヶ坪代」とある。

③田地番号6・7・8・9の西大寺田の面積は、合計で、一町二段九四歩（＝二町七段三三六歩―一町五段二四二歩）となる。

しているのが今後の研究課題となろう。

「京北班田図」では条里の条間、里間を空けている。これらが実際に設定されたの条里の条間・里間の空間を表現している可能性は、地形描写が間の部分でもなされていることから、検討されねばならない。¹⁹⁾

④田籍記事の記入

条里方格が作図され、地形が彩色により描かれてから、文字が記入された。文字には、条里名・坪数詞など条里に関する事項、田籍に関係する事項があり、それらは「表5」に西大寺本と東京大学本を比較して掲げておいた。文字の中には、擦消し、重書き、擦消しの上に重書き、追筆などがあるが、すべて田図書写過程のものと思われる、後次的な改竄はないと言える。

文字には墨書とともに朱書もある。朱書は「虫損」の字句により、「京北班田図」の親本・祖本の欠損状況を表示している。ただし、「表5」にも記したように、親本・祖本の欠損が存在すると推定されるにもかかわらず、「虫損」の注記がないところもある。

朱書の中には、九か所の西大寺田に付された朱勾もある。この九か坪の西大寺田は、「表6」に示したように南から三条一里十・十一・十二坪、二条三里廿五・廿六坪、二条四里卅一・卅二坪、三条五里十・十一坪の四地点に所在する。このうち、二条三里廿五・廿六坪については「西大寺領九ヶ内」と墨書した貼紙（縦五・八cm、横〇・九cm）が左上の一条三里卅一・卅二坪に貼られている。また、二条四里卅一・卅二坪についても「西大寺領九ヶ内」と墨書した貼紙（縦五・六cm、横一・三cm）が卅一坪から三条四里卅六坪にかけて貼られている。他の二か所には、現状では貼紙はない。これらの西大寺田が、秋篠寺との間で二条一里一・二・三坪と相博されたことについては、石上「西大寺莊園絵図群の研究」で論じた。

2 東京大学本の調査

①料紙の構成と作成

東京大学本は、重要文化財に指定される際に軸装されたが、それまでは折疊まれていた。

本体の料紙は、紙質は楮紙で、同質の一〇紙により構成されている。ここで、個別の料紙を指示するために、西大寺本と同様に行列による表示を採用する。田図料紙の全体の寸法と構成は「図3」に示した如くであり、各個別料紙の紙長と紙高は「表3」の如くなる。東京大学本は、料紙の紙長方向を田図の縦方向に揃えて田図料紙を構成している。すなわち、第一行（第一段）の「料紙1・1」「料紙1・2」「料紙1・3」「料紙1・4」「料紙1・5」は、紙長・紙高がそれぞれほぼ同じの同形の料紙である。その平均値は、紙長が五二三・九mm、紙高が三二四・二mm、三二・四cmとなる。この料紙の大きさは、鎌倉時代の料紙として適当である。これら五枚の料紙は、完形のまま使用されていると考えられる。西大寺本の料紙よりは平均値で紙長が一・三cm短く、紙高が〇・四cm短く、紙面は少々小さい。第二行（第二段）の「料紙2・1」「料紙2・2」「料紙2・3」「料紙2・4」「料紙2・5」は、平均値で現状の縦が二六〇・五mm、二六・一cm、横が三三三・六mm、三二・四cmであるから、現状の横が紙高であり、第一行（第一段）と同様に紙長方向を田図の縦方向に揃えて貼り継がれていることになる。第二行（第二段）の料紙の紙長は、完形の料紙の二分の一であり、完形の料紙が左右に半切（紙長方向で二分）されて使用されたことがわかる。完形の料紙の二分の一の面積の料紙を作る方法が、上下で二分（紙高方向で二分）した西大寺本とは異なることに注意しておきたい。

田図料紙は、まず完形の料紙を上下に五枚貼り継いで第一行（第一段）を作り、また完形の料紙を左右に二分した料紙を同様に上下に五枚貼り継いで第二行（第二段）を作り、その後、これらの二段を上下に貼り継いで作成されたと推定できる。

完形の料紙の大きさの相違と、料紙の貼り継ぎ方の違いは、西大寺本と東京大学本が同時に同一者により作成されたものではないことを示している。

表装以前における東京大学本の折畳み方は折目跡から復原できる。折目跡は「図3」に▲と△で示してある。折畳み方は西大寺本と同じである。すなわち、最初に、天辺・地辺の▲の位置で天地方向に折目（縦折目A↘G）を付けて折本状に折畳む。その際、天辺・地辺の右端の▲（縦折目A）を谷折目とし、順次山折目・谷折目と繰返し、折本状に縦に八つ折りとする。次に左右の▲の位置を折目（横折目H I J）として四つ折り（二つ折りを二回）にする。恐らく、紙面を三分割した大きさの田図料紙右上の裏面が外面の表（同時にその下の三分の一の面も外面に出ていることになる）になるように、▲の横折目を上から谷折目（H）・谷折目（I）・山折目（J）としたであろう。しかし、やはり西大寺本と同様に後に横折目を二筋にして折畳み方を変えている。新しい横折目（横折目a b）が△であり、それらを上から谷折目（a）・谷折目（b）として、縦に八つ折りした状態をさらに三つ折りにして折畳んで二四折りにしたのである。最後は、まず縦八つ折りの下三分の一を折り、ついで上三分の一を折り、三つ折りにしたのである。

②条里方格の作図

料紙（個別料紙）一〇枚を貼り継いだ田図料紙が完成すると、次に条里の方格線が引かれた。条里方格線は条里区の東・北・西・南の四辺と各条の三里の北界線に墨で当たりを付けてから墨線を引いている。四条一・二・三里の西界線から〇・六cm下には角筆による直線がある。東大寺本は、西大寺本と違って隣接する里の四辺を線で結んでいるので、条里区の四周は条間・里間も線が引かれ、四つの里のセンターは「井」の字状に線が引かれている。

条里方格線の端点の位置は〔図5〕に示してある。〔図5〕及び〔表4〕から、条里方格の一坪の寸法は次の如くなる。

東辺(天辺)の坪方格の一边	$(1357 - 252 - 12 - 13 - 11 - 14 - 13) \div 36 \pm 28.94 \text{ mm} \pm 2.89 \text{ cm}$
西辺(地辺)の坪方格の一边	$(1357 - 253 - 12 - 13 - 13 - 15 - 15) \div 36 \pm 28.78 \text{ mm} \pm 2.88 \text{ cm}$
南辺(右辺)の坪方格の一边	$(755 - 23 - 14 - 13 - 14) \div 24 \pm 28.79 \text{ mm} \pm 2.88 \text{ cm}$
北辺(左辺)の坪方格の一边	$(760 - 31 - 13 - 13 - 14) \div 24 \pm 28.71 \text{ mm} \pm 2.87 \text{ cm}$
坪方格の一边平均	$(1042 + 1036 + 691 + 689) \div (36 \times 2 + 24 \times 2) \pm 28.82 \pm 2.88 \text{ cm}$

また、条里の条間、里間の寸法は次の如くである。

東辺(天辺)の里間	$(12 + 13 + 11 + 14 + 13) \div 5 = 12.6 \text{ mm} = 1.26 \text{ cm}$
西辺(地辺)の里間	$(12 + 13 + 13 + 15 + 15) \div 5 = 13.6 \text{ mm} = 1.36 \text{ cm}$
南辺(右辺)の条間	$(14 + 13 + 14) \div 3 \pm 13.67 \text{ mm} \pm 1.37 \text{ cm}$
北辺(左辺)の条間	$(13 + 13 + 14) \div 3 = 13.0 \text{ mm} = 1.30 \text{ cm}$
条間・里間の平均	$(63 + 68 + 41 + 40) \div (5 \times 2 + 3 \times 2) = 13.25 \text{ mm} \pm 1.33 \text{ cm}$

右の計測値は、計算上、坪方格の一边の平均長については西大寺本の平均長(二・九四cmより〇・〇六cm小さく、条間・里間の平均長については西大寺本の平均長一・二八cmより〇・〇五cm長い)、かかる1mm以下の差異は無視してよい。したがって西大寺本と東大寺本の方格図は同寸法で作図されたと考えてよい。

また、一里の辺長の平均値は次の如くである。

東辺(天辺)の里方格の辺 $1042 \div 6 \approx 173.7 \text{ mm} \approx 17.4 \text{ cm}$
 西辺(地辺)の里方格の辺 $1036 \div 6 \approx 172.7 \text{ mm} \approx 17.3 \text{ cm}$
 南辺(右辺)の里方格の辺 $691 \div 4 \approx 172.75 \approx 17.3 \text{ cm}$
 北辺(左辺)の里方格の辺 $689 \div 4 \approx 172.25 \text{ mm} \approx 17.2 \text{ cm}$
 里辺長の平均 $(1042 + 1036 + 691 + 689) \div (6 \times 2 + 4 \times 2) \approx 172.9 \text{ mm} \approx 17.3 \text{ cm}$

なお、条里方格と天辺・地辺との間隔は、東南隅が二三mm、東北隅が三一mm、西南隅が二五mm、西北隅が二一mm(田図の左辺は七七・八cmだが、条里北辺の位置の縦は七八・一cmある)である。これらの数値も、作図の寸法が西大寺本とほぼ同規格であったことを示していよう。すなわち、この条里方格の作図の寸法は、「表4」に示した如く、西大寺本と同じ系統の親本の寸法であったことが確実となる。

条里方格は、田図料紙の左右に班田図の首部・尾部を記載するための余白を置いて描画されている。条里方格線の引かれていない右の首部記載用の部分と左の尾部記載用の部分は、それぞれ長さ約二五cmである。

③ 田図の描画

条里方格を作図した後、彩色による田図の地形描写の描画、墨書・朱書による文字記載の記入が行われた。

彩色は、藍・朱(顔料のことについては前述)と墨により行われている。緑青は使用されず、そのかわりに墨が彩色に使用されているところに特徴がある。彩色については、『日本荘園絵図聚影』三収載のカラー写真を参照しなければならぬが、その概要を「図7」に示しておく。

藍は池と河川の描画に使用されている。藍の使用対象は、基本的には西大寺本と同じであるが、使用箇所、描画形

状には差異もある。一条一里東南隅から三条五里に続く藍の線は、秋篠の谷から南へ流下する秋篠川である。二条一里の赤皮田池から流下する水流（藍の線）は一条一里廿坪で途切れ（墨線に合流し）、同廿七坪の秋篠川との合流点には至らない。秋篠川（佐紀川）の河流は、一条一里卅坪西辺で中ノ谷・阿弥陀谷（赤皮田池のある谷の北の谷。現在は大池・北新池・南新池がある谷）から流下する水流（藍の線）を合わせ、二条三里十三坪で谷の北の奥からの水流（藍の線）を合わせる。ここから、秋篠川（佐紀川）は西に曲り大川の谷を遡るのであるが、東京大学本は四条二里卅六坪に至る秋篠川（佐紀川）の本流（中世には大川と称されている）を朱の線で描いている。秋篠川（佐紀川）の藍の線は、初め薄い藍で描かれ、後に濃い藍でなぞられている。描画作業におけるこの濃い藍の重ね塗りの時期については後述する。

二条一里の赤皮田池は、四・五・八・九・十六・十七・廿・廿二坪に描かれているが、西大寺本と形状が異なる。池の形は楕円形で、藍で縁取りして中の池面を藍で塗り潰す。西大寺本の緑青で縁取りされた白地の扇面形に相当する部分は、東大寺本では藍で塗り潰された上から墨の線で扇面形が描かれている。池が描かれた部分では、文字は藍の彩色の上から書かれている。

二条二里の十四・十五・廿二・廿三・廿六・廿七・卅五坪には院池（新海池とも記されている）が、汀の線を藍で縁取りをした上に池の面を藍で塗って描かれている。院池が描かれた部分の文字も全て藍の彩色の上から書かれている。池の円弧状の南・西・北の汀の線は、初め廿三坪の西界線を西限とする形状で描かれていたが（池の面の彩色の中に円弧状の汀の藍の線が見える）、さらに西へと拡大されている。

四条の四里卅六坪、四里・五里里間、五里一坪（二坪にも少しかかる）には勅旨池が描かれている。勅旨池は、東

の汀の線が直線で四条四里・五里の東辺に一致している。南・西・北の汀の線は洋梨状の曲線で、藍で汀の線を縁取りし池の面も藍で塗られている。西大寺本との大きな違いは、池の大きさである。東京大学本では、西大寺本の緑青の線で描かれた洋梨状の南・西・北の汀の線に相当する位置に、墨の線が外周線として描かれている。「勅旨池」の文字は藍の彩色の上から書かれている。

藍で描かれた池は、この他に、二条三里卅一・卅二坪から里間を越えて二条四里五・六坪にかけての池、四条三里十六坪の池、四条五里二・三坪の池（「成池」に相当）、同十二坪の池、同十三坪の池、四条二里三坪の池（彩色の上に「池」と墨書す）、同廿三・廿四坪の池（彩色の上に「池」と墨書す）、同廿五坪の池（彩色の上に「池」と墨書す）がある。この内、四条二里三坪の池、同里廿五坪の池は、北以外の汀の線を墨で縁取りし池面を藍で塗っている。西大寺本にある四条二里九・十坪の池は、九坪の「池」の墨書のみで藍の彩色はされていない。

墨の線は、西大寺本の緑青の線に相当する地形・地物に使用されている。墨の線は、赤皮田池の扇面形の線、勅旨池の外周線に使用されるほかに、河流・水流・水路や谷の形状を表現すると考えられる線、あるいは道に使用され、西大寺本とは部分的に線の形状が異なるが、おおよそ同じ対象を描いている。四条一里の谷の形状の線と、勅旨池の外周線では、薄い墨線の上に濃い墨線が重ね塗りされている。

朱で描かれた線には、西大寺本と形状の違いはあるが同じ対象を描いていると考えられるものと、それらと同様の地形・地物を描いていると考えられるもので西大寺本にはない線とがある。西大寺本に全くない線は、部分的な異同を除いて、二条二里廿八坪から卅一坪へ至る線、三条一里十二坪から七坪に至る線（赤皮田池のある谷の西の上方）、同里廿五坪から廿八坪へ至る線（中ノ谷・阿弥陀谷）、三条四里一坪から十七坪へ至る線、同里十八坪から卅坪に至る線

る線、三条六里十二坪から六坪へ至る線である。一方、反対に、西大寺本にあり、東京大学本にない朱の線には、二条二里廿四・廿五・卅六坪の線、二条三里廿四坪から二条四里卅三坪に至る線、二条三里十一坪から途中廿二坪で分岐して卅坪と卅二坪に至る線が挙げられる。その他、前述のように秋篠川（佐紀川）の上流の大川は、本来、藍で描かれるべきところが、朱で描かれている。

最後に、各彩色の間の先後関係、彩色と文字の先後関係についての観察所見を述べよう。

初めに、藍の線（濃淡二種）と墨の線の先後関係について述べる。秋篠川（佐紀川）水系を描いた藍の線と墨の線は、八カ所で交差するが、大部分の、観察により彩色の先後関係を判定できた交点において、一番下に薄い藍の線、その上が墨の線、さらにその上に薄い藍の線をなぞった濃い藍の線の順で重なっている。後述する、二条四里卅一坪に貼られた「九ヶ坪内」の貼紙（[図7]の貼紙3）は藍の線の上に貼られているが、この貼紙の左辺には、紙の下の線に相当する位置に、本紙からはみ出して付着した一mm程度の濃い藍の線がある。この事実、濃い藍の重ね塗りが、貼紙の貼り付けの後に行われたことを示している。

次に、朱の線と藍（濃淡二種）・墨の線の先後関係について述べる。一条一里廿三坪の藍の線と朱の線の接点では、一番下に薄い藍の線、その上に濃い藍の線、さらにその上に朱の線が重なっている。また、三条五里十三坪の池と朱の線の接点では、藍の上に朱が乗っている。三条六里九・十坪の墨の線と朱の線の交点では、墨の線が下で、朱の線が上である。

なお、彩色は、条里方格の墨線の上に施されている。

また、文字は、坪の数詞も含めて、藍・墨の線の彩色の上に書されている。ところが、朱の線はすべて文字の墨書

の上に乗っている。これは、西大寺本の朱の線の彩色の順序との大きな違いである。四条二里には墨の線の上に、四条一里には文字の墨書の上にそれぞれ朱の汚れがあるが、これらも朱が最後に使用されたことを示している。また、三条四里の「忍熊」の貼紙には朱の汚れがある。この事實は、貼紙を貼り付けた後で朱が使用されたことがあることを示し、貼紙の上に濃い藍（二条四里の貼紙）、濃い藍の上に朱（一条一里廿三坪）という彩色の層序と矛盾しない。なお、三条六里一坪から六坪への朱の線は、朱の線が重ね塗りされている。この位置は折目に当り、下の朱が飛んでいるが、上の朱は折目による損傷の上から塗られている。この補修の加彩の存在は注意しておかねばならない。

西大寺本と東京大学本では、彩色による地形描写は、彩色の種類、描写の細部において、文字記載の相違以上に差異がある。

④ 田籍記事の記入

条里方格が作図され、藍（薄い藍の線と池の面）と墨の線により地形が描かれた後、文字が記入された。文字には、条里名・坪数詞など条里に関する事項、田籍に関する事項があり、それらは「表5」に西大寺本と東京大学本を比較して掲げておいた。文字の中には、重書き、追筆などがあるが、すべて田図書写過程のものと考えられ、後次的な改竄はないと言える。朱書の文字はない。

九か坪の西大寺田は、「表6」に示したように西大寺本と同位置にある。西大寺本では貼紙が二枚しか残っていないが、東京大学本には九か所の西大寺田の全てに関して「九ヶ坪内」と墨書された五枚の貼紙（「図7」の貼紙2〜6）が残っている。貼紙は、田図料紙への文字記入の後に貼られている。二条四里卅一坪の貼紙と藍の彩色の関係は前述した。五枚の貼紙の大きさは、みな縦二・八cm、横一・四cmの同じ大きさである。このほか、二条一里一・

表 7 京北班田図二本の比較

表記・描画方法	表記・描画対象	西大寺本	東京大学本
墨書・朱書・彩色等	方格線	角筆・墨	墨（隣接する里の辺も線で結ぶ）
	文字	墨・朱（『虫損』）	墨
	道あるいは谷の形状	朱色（顔料の鉱物は不明）、 緑青（四条六里の道）	朱色（顔料の鉱物は不明）
	池	藍、緑青（赤皮田池の扇面 形内枠と、勅旨池の東汀以 外の汀の線）	藍、墨（赤皮田池の扇面形 と勅旨池の外周線及び小さ な池の汀の線）
	川	藍・緑青	藍・墨（西大寺本の緑青の 線に相当）・朱色（西大寺 本が藍を使用する秋篠川上 流〔大川〕）
	水路あるいは谷の形状	緑青（四条一里・六里）	墨（四条一里・六里）・朱 色（三条一里）
作図順序	描画の順序	①方格線，②地形描写（但 し、勅旨池部分は里界線を 彩色の上から墨で引き直 す），③文字記入，④貼紙	①方格線，②地形描写（薄 い藍，墨），③文字記入， ④貼紙，⑤地形描写の線 （濃い藍，朱色）
	彩色の順序	①朱色，②藍，③緑青	①薄い藍，②墨（線），③濃 い藍（薄い藍の上に重ね る），④朱色
	彩色と文字の順 序	①地形描写の彩色，②文字 （坪数詞も彩色の上に書す）	①地形描写の彩色，②文字 （坪数詞も彩色の上に書す）
文字・貼紙等	田図・条里図の 内容及び班田図 の首部・尾部	東京大学本より詳細	西大寺本より簡略。但し、 三条六里六坪の「川勾田北 上百八歩」のように独自の 記載もある
	相博地	九ヶ坪すべてに朱合点を付 す	合点等なし
		「西大寺領九ヶ内」の貼紙 二枚残る	「九ヶ坪内」の貼紙五枚残 る
		三条一里一坪に「本田」の 墨書あり	三条一里一・二・三坪の上 に「相博地二丁七反三百卅 六歩，西大寺九ヶ坪代」と 墨書した貼紙あり
忍熊里		三条四里に「忍熊」と墨書 した貼紙あり	

二・三坪の上に「相博地二丁七反三百卅六歩 西大寺九ヶ坪代」と墨書された貼紙（「図7」の貼紙1。縦八・八cm、横二・六cm）が貼られている。この貼紙の下には、「一」「二」「三」の坪数詞が書かれているだけで、田籍に関する記載はない。この貼紙1と、貼紙2と6とは一連のものと思われるが、筆跡の異同はよくわからない。

また、三条四里廿一・廿二・廿七・廿八坪の中央に「忍熊」と墨書した貼紙（「図7」の貼紙7。縦二・九cm、横一・一cm）が貼られている。この貼紙と朱の関係は前述した。忍熊は、正和五年（二三一六）と文保元年（二三一七）に起こった西大寺と秋篠寺の押熊・中山の領有を巡る相論に関係する地域である。

この他、京北条里区の四至を記したほぼ同一の寸法の貼紙が三枚残っている。すなわち、それぞれ「限南京北一条」（「図7」貼紙8。「北」は「内」の上に重書き。縦八・〇cm、横二・三cm）、「限東楯烈山陵」（「図7」貼紙9。縦八・一cm、横二・三cm）、「限西河内堺」（「図7」貼紙10。縦八・一cm、横二・三cm）である。南限の貼紙において京内一条か京北一条かが問題とされていることは、相博地についての西大寺と秋篠寺の相論点に関係して重要である。すなわち、嘉元元年（一一三〇三年）の相論の際の「西大寺与秋篠寺堺相論絵図」（表1）の3）の貼紙のうち、西大寺の北に接するように描かれた「相博地」に関する西大寺の主張を記したものに「西大寺方申云、京内一条大路、当寺之最中、東面、北ハ□通、為秋篠寺与西大寺堺之由構申之条、以外虚誕也、当寺内者、自一条大路北江壺町也、仍旧築地、干今現在之由、申之」とある。秋篠寺は絵図に西大寺の北の一面を「相博地」と記しているが、実際の相博地は京北二条一里一・二・三坪で、絵図の「相博地」の北に接する地域である。絵図の中で、秋篠寺が京内一条（一条北大路）が秋篠寺の寺領の南限であると記入していることに對して、西大寺は京内一条は寺内で、西大寺の寺内の北限は一条北大路から北へ一町の絵図にも描かれている築地の線であると主張している。貼紙8の文字の訂

正とこの争点は関係があるろう。貼紙8に初めに書かれていたように、「京内一条」が京北条里区の南限であるとする
と、「京内一条」に接するとは右京一条北大路に接することであるから、「京北班田図」中の二条一・二・三坪の相博
地は、秋篠寺が嘉元元年の相論で主張しているように一条北大路から北へ一町までの地域の中であることになる。と
ころが、訂正されたように「京北一条」が京北条里区の南限であるとする、「京北一条」とは平城京右京北辺坊の
北限（一条北大路より北へ二坪の線）となり、田図上の相博地が今度は実際の相博地より北に移動することになる。
この方が、北への進出を企てる西大寺には都合がよい。これについては、西大寺本と東大寺本のそれぞれの作成者の
問題と関係させて検討していく必要があるが、一つの可能性として東京大学本が秋篠寺作成の図であることが考えら
れる。

なお、田図本文の文字と貼紙7〜10の文字の異同は判別していない。また、貼紙7〜10が、貼紙1〜6と同時のも
のか、それらより後に貼られたものかもわからない。

田図の作図過程は、貼紙7〜10の貼り付けの時期、三条六里の朱の重ね塗りの時期を別とすれば、条里方格線が最
初に引かれた後に、薄い藍の線と池の面の藍の彩色がされ、次に墨の線が引かれ、次に条里坪数詞・田籍記事などの
文字が書かれ、次に貼紙が西大寺田などに関して貼られ、濃い蓋の線が薄い藍の線の上になぞられ、最後に朱の線が
引かれたと推定できる。なお、薄い藍の線の上になぞられた濃い藍の線は、藍の線の全てに及ぶものではない。秋篠
川（佐紀川）の河流の藍と墨が、「京北班田図」上への、あるいは「京北班田図」の親本・祖本への、河流描写の時
系列上の先後関係を表しているのか、あるいは土地領有相論に関わる政治的主張を反映しているのかが今後の研究課
題となろう。

3 原本調査の成果と課題

1・2項において西大寺本と東京大学の観察所見を述べたが、そこで明らかにされたことを整理しておきたい。

①料紙の構成と作成

田図料紙の大きさは、

西大寺本	右辺… 七九・二 cm	左辺… 七九・九 cm
	天辺… 一四九・八 cm	地辺… 一五〇・〇 cm
東京大学本	右辺… 七七・八 cm	左辺… 七七・八 cm
	天辺… 一六〇・五 cm	地辺… 一六〇・一 cm

で、縦はほぼ同寸であるが、横は東京大学本が約一〇 cm長い。

田図料紙は料紙を貼り継いで作成されている。西大寺本は、紙長五三・七 cm、紙高三二・八 cmの完形の料紙を八枚使用し、完形のもの（a）を四枚、紙長方向を約一〇 cm切除したもの（a'）を二枚、上下に二分したもの（b）を三枚（その内の一枚は紙長方向を約一〇 cm切除（b'））。bの規格の紙は一枚残る）用意する。そして、右から a・a' と横に貼り継いだものを二つ、右から b・b' と横に貼り継いだものを一つ作り、これらを上下に三段重ねて貼る。一方、東京大学本は、紙長五二・四 cm、紙高三二・四 cmの完形の料紙を八枚使用し、完形のもの（a）を五枚、左右に二分したもの（c）を五枚用意する。そして、上下に a・a・a・a・a と貼り継いだものを一つ、上下に c・c・c・c・c と貼り継いだものを一つ作り、これらを横にして上下二段に貼る。このように田図料紙の構成は

二本で異なっている。このことは、二本が同時に同一者により作成されたものではないことを示している。⁽²⁰⁾

② 条里方格の作図

条里方格は、西大寺本も東京大学本も、「表4」に示したように、ほぼ同規格に坪方格の一边を一寸(田村注11「京北班田図に就いて」、七〇頁参照)、条間・里間を四分として作図している。これは、二本の親本・祖本が共通で、その条里方格の作図規格に従って、西大寺本と東京大学本が条里方格を同規格で作図したことを示している。

③ 田図の描画と田籍記事の記入

地形描写は、二本とも彩色で表現されているが、使用する顔料(藍・墨も含む)と各顔料の描画対象、彩色と文字記入の順序、描写された地形の表現や現地形との対応は異なる点が多い。これらの差異も、二本が別個に作成されたことを示している。すなわち、西大寺本は藍・緑青・朱を使用し、東京大学本は藍・墨(緑青の代替)・朱を使用する。西大寺本は、1. 条里方格、2. 地形描写(彩色は、朱、藍、緑青の順)、3. 墨・朱による文字記入、4. 貼紙の順序で作図する。東京大学本は、1. 条里方格、2. 地形描写(彩色は、薄い藍、墨の順)、3. 墨による文字記入、4. 貼紙、5. 地形描写(彩色は濃い藍) 6. 地形描写(彩色は朱)、の順序で作図する。このように、東京大学本は彩色が多段階にわたり、複雑な過程を経ていることが判明した。地形描写は、おおよそは同じと評価してもよいが、相互に描写対象の違いもあり、今後の歴史地理学的な検討が必要となっている。また、秋篠川を藍と緑青(西大寺本) または藍・朱と墨(東京大学本) で二筋描いていることは、地形環境の変遷や、田図の各段階における自然地形の認識・表現の変遷とどのように関係するのか検討されねばならない。これらの事実が、「京北班田図」の作成目的、成立事情、田図の原資料とどのように関わってくるのかは、今後の田図分析の課題である。

なお、赤皮田池や勅旨池の描写の複雑さ、それらの池の相当地に田が所在することが記載されていることなどは、田図や班田図の原図の成立年代の自然環境・農業水利とその後の変遷との関係で注目される。赤皮田池の地には二条図の成立時点ですでに小規模な溜池が存在していたことが池坂田・池尻田・池上田などの田名から判明する。しかし、赤皮田池は、「京北班田図」では現地の谷の地形から見て現実には存在しえない規模で描かれており、さらに池の中央、堰堤（東）より扇面形の地形表現が描かれている。これらの特異な描写が、赤皮田池や西方の上流の谷奥に一三世紀に築造された今池の農業水利の機能、それらを巡る西大寺と秋篠寺の相論とどのように関わるのか、一三〇一四世紀の史料や他の西大寺荘園絵図とあわせて検討する必要がある。勅旨池についても東京大学本において池の回りに描かれた外周線が、西大寺本の池面の縁と合致することから、田図作成の際における作意の形跡がうかがわれる。

結語 史料学の方法の課題

①中世荘園絵図としての古代田図

上記のように、本稿の報告は、原本の観察という第一段階の史料学的作業が終わった段階までのものである。次には、まとめのところでも若干触れ、後にも指摘するような史料分析に関する様々な検討課題に取り組まねばならないのであるが、それは今後の研究課題とするしかない。そこで、史料分析の次の段階ではあるが、それと並行して行われるべき問題、具体的には「京北班田図」の作成をめぐる歴史的環境、作成目的についての見解を、石上「西大寺荘園絵図群の研究」により要約して示しておこう。

従来の「京北班田図」の研究はその主題を十分に分析していなかった。しかし、東京大学本を見てすぐ気付くことは、京北二条一里一・二・三坪の位置に貼紙があり、そこに「相博地二丁七反三百卅六步 西大寺九ヶ坪代」と記載されていることである。これは、京北二条一里一・二・三坪の三か坪と、それ以外の場所にあつた西大寺の九か所の田を交換、すなわち相博したこと、西大寺の九か所の田を秋篠寺に譲り、代替地を京北二条一里一・二・三坪の三か坪に集めたことを示している。そこで、西大寺本を見ると、京北二条一里一坪に「本田」の記載がある。この「本田」は一里一・二・三坪の相博地に関わる表記である。そして、田図中に西大寺田を探すと、「表6」に示した如くの九か坪が見出される。これらの位置は、西大寺本も東京大学本も一致している。西大寺と秋篠寺は、ある時に、秋篠寺周辺に散在していた西大寺田を秋篠寺に譲り、代替地を西大寺寺中の北に接する京北二条一里一・二・三坪（ここは平城右京北辺三坊五坪の一部と同八坪及び同四坊一坪に当る）に集めることにより、所領の交換を行ったのである。また、この本田三か坪は、秋篠寺が、「西大寺と秋篠寺界相論絵図」（「表1」の3）で、今池からの溝と秋篠寺南門からの道の交点の東南に記した「押領」の地と一致する。すなわち、二つの「京北班田図」は西大寺と秋篠寺の所領相博にあたって作成された相博図であり、その意味で中世荘園絵図なのである。

この相博が行われた時こそ、「京北班田図」が作成された時期と考えられる。建長三年（一二五二）西大寺検注目録取帳と西大寺敷地図（「表1」の4・6・7）によると、この相博地には福益名などの西大寺所領がある。弘安三年（一二八〇）の年紀を有する「西大寺敷地図（弘安三年）」（「表1」の4）には、この相博地のことは記されていない。したがって、このことが、弘安三年以前にこの相博が終了していたことを示すとすれば、「京北班田図」の作成時期は弘安三年以前になる。また、西大寺寺辺所領の中核であり宝治元年（一二四七）に幕府に没収された福益名

の回復運動の中で寺本所領の北辺を確保しておくために相博が行われたとすれば、弘安三年から福益名の回復が実現した永仁五年（一二九七）までの間の時期に相博が行われ、「京北班田図」が作成されたことになる。しかし、いずれにしても、西大寺の寺本所領の確立過程や西大寺文書の残存状況から見て、作成年代が一二世紀に遡ることはなく、一三世紀後半に作成されたものと考えてよい。したがって、従来の諸説が説くように一四世紀初頭あるいは嘉元元年（一二〇三）に作成されたものと考えすることはできない。

前述のように、この相博地には既に福益名などの西大寺所領があるから、約二町八段の耕地が新たに増えることは不可能である。一方、二条図の原図はおおよそ八世紀末から九世紀初めのものと考えられ、三条図の原図は弘仁二年（八二一）班田図であるから、そこに記載されている西大寺田がいつまで存続していたかは疑問とせざるをえない。したがって、もしも二条図・三条図の西大寺田が八・九世紀の記載のまま一三世紀の相博に利用されたとしたならば、この相博は八・九世紀の田図上の寺田をもつて、既に所領の存在する場所と交換するという奇妙な行為になる。その意味で、この相博は虚構の相博であった可能性を考慮する必要がある。ただし、一三世紀には、西大寺所領や西大寺内の律家の所領が秋篠寺周辺地区に散在していたことは確かであるから、二条図・三条図の西大寺田の中にそれらの実在した所領と関係しているものがある可能性がある。

「京北班田図」は一三世紀に作成された相博図なのであって、天平十四年（七四二）三条六里班田図と弘仁二年（八二一）三条班田図を原図とする三条図、宝亀五年（七七四）四条班田図を原図とする四条図、八〇九世紀の原図に依拠する一条図・二条図は、相博行為の表示のために利用された地図なのである。従来の古代史研究からの「京北班田図」研究ではこのことが十分に認識されていなかった。

②史料学の方法上の問題

西大寺本と東京大学本の関係については、まだ結論を得ていないが、両本をほぼ同時期のものと見て、古代の班田図・田図から「京北班田図」ができてくる過程を考えておきたい。西大寺の寺家あるいは律家や秋篠寺がこれらの相博図を作成したとするならば、その際には興福寺を通じて大和国衙に伝わる八〇九世紀の班田図や田図を利用することが可能であったと考えられる。八〇九世紀の班田図・田図から一三世紀の相博図としての「京北班田図」が作られるまでには、少なくとも、

第一段階 各条の班田図

第二段階 一条・二条については班田図から派生した田図

三条・四条については原本の転写本

第三段階 一条・二条分の田図と三条・四条分の班田図写本を合成した京北条里区図

第四段階 京北条里区図を利用した相博図としての「京北班田図」

の四段階の史料がある。すなわち、ある段階の史料から次の段階の史料への移行の操作が、少なくとも三回は行われている。このように「京北班田図」は数次の段階を経て出来上がったもので、その図には移行の操作が行われたそれぞれの段階の歴史状況・地理環境に規定された前段階の史料に対する情報の付加・改変・削除が行われている。したがって、我々は「京北班田図」の成立に至る各段階の操作を分析することにより、各段階の歴史状況・地理環境に関する情報を得ることができるのである。このような史料学的基础研究を前提として、初めて「京北班田図」を古代の土地所有、あるいは古代から中世への土地所有の展開の研究史料として利用することができることを、古代史研究の

立場からは確認しなければならない。かかる認識に基づいて、今後は、

一 京北条里区の地理景觀、農業経営と水利の調査に基づく歴史的景觀の復原

二 「京北班田図」の基礎的分析

1 田積数値の分析—原班田図の復原

2 土地・水利描写の分析—地理的環境の歴史的展開

三 古代の班田図・田図から「京北班田図」の成立に至る諸段階毎の田図の復原

四 西大寺の所領の展開過程における「京北班田図」の位置

などについての研究を進める必要がある。

③東アジア前近代史料研究との関係

中国の地図の歴史は古い。最近では、甘肅省天水市放馬灘戦国秦漢墓群において、一号秦墓から紀元前二三九年頃に埋納された松板に描いた七幅の地図が、五号漢墓から紙に描いた地図の断片が発見されている。秦墓の地図は、天水地域の地方図である。また、既に長沙馬王堆三号漢墓から帛に描いた政区図・駐軍図も発見されている。記録上でも、秦漢時代から全国図が作成されていたことが知られている。唐宋時代の地図について、青山定雄「唐宋時代の地図」〔唐宋時代の交通と地誌地図の研究〕、吉川弘文館、一九六三年）は、(一)地方図・全国図・世界図、(二)外域図・边防図、(三)特殊な山川・治河・水利・交通・都会・宮闕図等に分類している。また、もう一つ、全国図・世界図と密接な関連をもつ歴史地図の分野がある（布目潮風「中国における歴史地図の変遷」〔布目潮風編「唐・宋時代の行政・経済地図の作製」研究成果報告書、一九八一年〕。全国図・世界図あるいは歴史地図の分野では、齊阜昌七年

(一一三六) の石刻「禹跡図」「華夷図」、南宋淳祐七年(一二四七) の石刻「地理図」、北宋元符年間(二〇九八〜二〇一〇) 撰で版本として流布した「歴史地理指掌図」などが、現存する最も古い地図として著名である。

しかし、日本の荘園絵図に相当するような個別の土地領有に関わる地図の遺存例は皆無と言つてもよいようである。日本古代の田図のように、行政上の必要から土地領有関係を地図に表現し記録することは、中国から導入された古代の文書制度や土地制度の枠組みと同様に、中国に起源を有すると推定される(彌永「班田手続と校班田図」参照)。しかし、土地制度の展開の違い、史料伝存の状況の違いから、中国には、日本古代の田図のような地図や日本中世の荘園絵図のような地図は現存していないようである。秦・漢時代から各種の地図が作成されている中国において、日本の荘園絵図に相当するような土地領有や土地所有を主題とする絵図・地図、あるいは土地行政資料としての地図が存在した可能性を考慮しておくことは必要であろう。

地域全体の土地領有関係を記載した地図としては、宋代から、土地台帳と耕地図をあわせた魚鱗図冊が作成されている(仁井田陞「清代民地の土地台帳「魚鱗図冊」とその沿革」『中国法制史研究』土地法・取引法、東京大学出版会、一九六〇年。山根幸夫「魚鱗図冊」「アジア歴史事典」参照)。ただし、仁井田は、魚鱗図あるいは類似の地図が宋代以前にまで遡って存在したかどうかを論じていないが、耕地を中心とした土地を帳簿だけでなく地図に表示する制度・慣行が中国に存在していたことは確認できよう。七〜八世紀において、土地領有に関わる耕地図が存在したかどうか、日本の田図制度の起源との関わりで注目される。一方、荘園絵図に類似した絵図としては、「年次末詳(九世紀後期・一〇世紀) 沙州□万子・胡子宅舍田園圖」(池田温『中国古代籍帳研究―概観・録文―』東京大学東洋文化研究所報告、一九七九年、録文三一六。ペリオ将来文書三一一三) がある。これは縦三〇cm、横四五cmの大きさ

であり、縦横比一・一・五の完形の料紙を紙高方向を天地にとり使用している。図は、「庁」と家（舎）か）を中心にしてその周囲の門・園・地・巷道・道・大河を、天を東にして描いている。特に、家の南の「舎南地」と庁の北の「地」は、それぞれ「舎南地式拾畝半」と「地計肆捨柒畝」と面積が記されており、「地」の領有がこの図の主題の一つであったことをうかがわせる。「地」の他に、面積記載のない耕地あるいは土地区画には「東園」「平水園」「万子胡子園場」「門前園」「万子胡園場并道」「胡子／万子」「巷道」「井」と注記されたものが描かれている。「陵司官」「三界寺」の語の見える料紙奥の天地逆の書入れの分析などを行う必要があるが、この図は庁を中心としたある経営体の土地領有関係を図により示したものである。このような遺存事例は、中国の唐とその前後の時代に、同様の個別の経営体の土地領有を描いた図が作成されていた可能性を示しているといえよう。今後、同様な耕地図・土地図の事例が発見されるかもしれない。日本の律令土地制度の成立・展開期における中国の土地台帳の形式の分析とあわせて、日本の古代田図あるいは土地領有を描いた地図が中国に祖型を有するのかどうかを今後検討していく必要がある。²²⁾

ところで、本稿は、日本中世の荘園絵図の個別調査報告の内容を持つているが、同時に序論でも述べたように、中国と日本で共通する、すなわちある時期以降に東アジアに普遍的となる、紙や墨・顔料を素材とし漢字漢文の書記言語・図を使用した文献資料の調査・分析方法に関する史料学の方法の問題をも主題としている。先に、石上「日本古代史料学の方法試論」では、完形の料紙という概念を提示して紙本墨書の文献史料の原形の復原方法の基礎となる史料の幾何学的構造を論じた。ここでは、池田温『中国古代籍帳研究』などの中国古文書研究でも既に採用されていた方法を、日本古代史料を事例として理論化した。前稿で紹介した研究の外に、近年の岡野誠「唐永徽職員令の復元

—S、一一四四六の剝離結果について—」(『東洋法史の探究』島田正郎先生頌壽記念論集、汲古書院、一九八七年)も同様の手法を使っている。また、平川南『漆紙文書の研究』(吉川弘文館、一九八九年)は日本古代史料であるが、敦煌文書・吐魯番文書と同様に断片化が甚だしい漆紙文書の原形状復原の方法を論じている。このように、東アジアの文書史料を中心とした文献史料を復原する方法は、日本史と中国史で共通の史料学の方法の問題の一つとなっていることを確認できよう。そこで本稿では、史料学の次の問題として、史料の観察の手法、観察・分析結果の報告の方法について、日本中世荘園絵図を事例として具体的に検討してみようとしたのであった。中世荘園絵図の中には、絵図的要素が多く、観察所見を数値などによって客観化するのに困難な事例もある。その点、班田図・田図を利用して作成された「京北班田図」は図構成が単純で取扱い易い。そして、同内容の二本が存在することが観察所見の分析方法の有効性を端的に示してくれる。観察報告に、長さの詳細な計測値が必要なことと、作図・描画・文字書記における墨・顔料の層序判定が重要なことが、紙を素材とする東アジアの史料に共通することを強調したかった。このようなことは、既に学界の共通認識かも知れない。しかし、実際には、観察結果を利用する立場の研究者が必要とする情報が文献史料の調査報告には完備されていないのが現状である。最近、柴原永遠男は、日本古代の土地売買文書(売券)の調査報告を、筆者と同様な問題意識で行い、観察手法・調査報告法の客観化の方向を追及している。このような史料学的な関心が、日本古代史研究では持たれているのである。⁽²³⁾

繰返し述べたように、史料学の方法の階層構造、手法はまだ確立されていない。実物を調査する機会を得た場合に、写真などの記録方式の採用とともに、史料自体がもつ多様な情報を研究者にどのように伝達すべきか、その前提として、なにを観察すべきか、観察によりどのような情報を取得すべきか、それら情報をいかに分析すべきかという方法

上の問題、あるいは情報を取得し表現し伝達する記述言語の体系をどのように構築するか、など検討課題は多い。史料の観察は、自然科学における観測や測定に相当する基礎的技術である。本稿では一つの試みとして、料紙や作図の寸法と作図の順序について比較的詳しく報告した。観察者や調査時の相違、紙という素材と計測用具の特殊性、表装や時間の経過による料紙の変形と劣化、文化財の保存のための調査の制約などの条件のもとで、ミリ単位の数値がどのような意味を持ちうるのかなど、今まで論じられたことはない。また、彩色や文字の先後関係の判定など、観察技術も個人的な経験や調査条件により変動しやすい。そして、彩色の分析も光学的方法や化学的方法を採用することはできなかった。このように、本報告における史料学の基礎としての実物の観察・分析の方法は、まだ科学以前の状況にある。本報告が、この問題の検討素材となることを期待している。本報告の一・二の研究史整理と調査報告は、石上「西大寺莊園絵図群の研究」において省略したものである。本来ならば、応用研究の前提として、研究史整理と史料調査報告は済ましておかねばならないものであった。また前稿は、史料分析や研究史理解に関して基礎的な誤りも含んでいた。本稿において、それらを訂正し、あるいは補足する機会を得ることができた。最後に、「京北班田図」調査について機会を与えられた所蔵者の西大寺及び東京大学文学部国史研究室、ならびに共同で調査した際の成果を利用することを承諾された史料編纂所教授岡田隆夫、助手山口英男両氏に謝意を表す。

1 史料編纂所では、戦前より莊園絵図の複製本（模写本）作成、写真撮影、所在情報蒐集を行ってきた。『日本莊園絵図聚影』は、その成果にもとづいて、莊園絵図を東日本・山城・大和・近畿・西日本の五地域に分けて悉皆収録することを目的として編集されている。

- 2 「表1」に掲げた中世絵図の他に、近世の西大寺伽藍絵図として、
 - 12 西大寺伽藍絵図 元禄十一年（一六九八）作成 西大寺所蔵
 - 13 西大寺中古伽藍敷地并現存堂舎坊院図 元禄十一年作成 東京大学所蔵
 - 14 南都西大寺中古伽藍図 天保十二年（一八四一）模写 西大寺所蔵
- 3 荘園絵図の図法による分類と、古代から中世への荘園絵図の変化をあわせて論じた先駆的な研究である米倉二郎「荘園図の歴史地理的考察」（『広島大学文学部紀要』一二、一九五七年）は、古代は田図・開田図・墾田図などの方格図が中心で、中世は絵図が中心であることを指摘している（二〇二頁）。
- 4 難波田徹「荘園図の歴史的性格」（日本史研究会史料部会編『中世の権力と民衆』、創元社、一九七〇年）及び同「荘園絵図―その成立と展開をめぐる―」（京都国立博物館編『古絵図の世界』、一九八四年）参照。
- 5 奥野中彦「古代・中世荘園絵図について」（『日本古地図大成』、講談社、一九七二年）、「開田図から四至榜示図への展開」（『荘園絵図の基礎的研究』）、「荘園四至榜示図の成立」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』、東京堂出版、一九八四年）参照。
- 6 班田図と校田図の関係については、彌永貞三「班田手続と校班田図」（『上智史学』二四号、一九七九年。のち、竹内理三編『荘園絵図研究』（東京堂出版、一九八二年）に補訂収録し、彌永「日本古代の政治と史料」（高科書店、一九八八年）所収）参照。
- 7 北浦定政の事蹟については、喜田貞吉「平城京遺址研究者北浦定政」（『歴史地理』一二卷四号、一九一〇年八月）、奈良国立文化財研究所編『平城宮跡保存の先覚者たち―北浦定政を中心として―』（一九七六年）、『国史大辞典』四（吉川弘文館、一九八三年）の「北浦定政」（横田拓実執筆）参照。「北浦定政稿 平城宮大内裏跡坪割之図」（奈良国立文化財研究所、一九七九年）に、「平城宮大内裏跡坪割之図」複製版・釈文が収録され、解説が付されている。なお、同図は、

『続々群書類従』（古書保存会、一九〇三年）・関野貞『平城京及大内裏考』（『東京帝国大学紀要』工科第三冊、一九〇七年、東京帝国大学工科大学）にも収載されている。

8 「大和国班田略図」京化条里区の注記については奈良国立文化財研究所綾村宏氏の教示を得た。「平城宮大内裏跡坪割之図」には、

平城宮大内裏敷地ハ髓ニ証ヲ得テ論スル人ナク、唯凡ニ東大寺ノ西門ノ東福寺ノ東門ノ南北新手貝町通ヲ東ノ京極トシ、郡山奈良口大橋ヨリ北行、尼辻村・二条村ノ通ヲ西ノ京極トイヘルヲ、コタヒ西大寺ノ藏大内裏坪割ノ図及同寺古境内敷地ノ図ト同寺資財帳ヲ中条氏ノ得テ手沢ニサツケニシニ、大内裏敷地ヲシラヘヨカシト有ケレハ、右古書ト今残ル所ノ地名地勢トララシ考フルニ誠ニ明ナリ、（中略）但シ大内裏ノ敷地西北ハ西大寺古境内絵図ニテ相定ム東西ハ西大寺資財帳ト今残ル所ノ地名ト考ヘ合セテ相定ムト記されている。ここに見える西大寺所蔵の「大内裏坪割ノ図」が「表1」の「大和国添下郡京北条里図」（「平城京右京図」とも称されているが（「平城京保存の先覚者達」など）、左京一坊も描かれており、その作成目的や機能は別として、「平城京図」とでも称するのが適当か）であり、「同寺（西大寺）古境内敷地ノ図」が「表1」の「敷地図」あるいは「敷地之図」と称されている絵図のいずれかであり、「同寺資財帳」が西大寺律家の所領目録の「西大寺塔僧房通別三宝料田畠目録」（通称「西大寺三宝料田畠目録」）である。「同寺資財帳」は宝亀十一年（七八〇）「西大寺資財流記帳」（巻一の写本が西大寺に伝来している）ではない。

9 東京大学本は、三条図の大同三年（八〇八）の校田記（彌永「班田手続と校班田図」『日本古代の政治と史料』、三一一頁）と弘仁二年（八一二）の国郡司署判・班田使署判を備えるが、四条図は宝亀三年（七七二）の校田記はあるが署判は一行しか写されていない。一方、西大寺本は、三条図も四条図も校田記と国郡司署判・班田使署判を備えている。西大寺本を利用していけば、「京北班田図」の注記への利用に際して宝亀の紀年を記したであろう。

10 但し、この見解は、喜田貞吉に、寛元五年築造の池は赤皮田池ではなく、今池（現在の奈良市学園町に所在するあやめ

池の上池、下池の前身の池)であることを指摘されている(「平城京及大内裏考」評論「三、一八頁他)。赤皮田池の描画の問題については後述する。

11 田村吉永「条里と平城京の先後について」(『大和文化研究』八巻六号、一九六三年十二月)は、関野貞と喜田貞吉の論争を整理して、関野説を再評価し、京北条里区は一条北大路の北一町を南限とすること、平城京营造以前に大和国条里は施行されていたことを論じている。田村は先に「京北班田図に就いて」(『大和志』九巻三号、一九四二年)においても「右京北京極路北一町を隔て、里の起点とした」(七三頁)と論じている。さらに、岩本次郎「大和国の条里制に関する研究史的概論」(『奈良県史』4条里制、名著出版、一九八七年)がこれらの研究史をまとめている。

12 大井重二郎の「京北班田図」の四条の田積の考察について数値の訂正・推定を行ったのが、虎尾俊哉「西大寺藏京北班田図に関する補正的私見」(『続日本紀研究』七巻三号、一九六〇年三月)・大井重二郎「京北班田図四条坪付の解説について」(同誌)である。なお、虎尾俊哉「口分田耕營の実態」(『班田収授法の研究』、吉川弘文館、一九六一年)は四条図を利用している(三五五～三五八頁)。

13 木全敬蔵「小規模条里地域」(『奈良県史』4条里制)は、秋山日出雄の復原案に従って、京北条里区の復原を紹介している。

14 石上は「西大寺荘園絵図群の研究」において、「中世史研究者には、太田氏のように一四世紀初頭の嘉元元年(一一三〇三)頃の西大寺と秋篠山の領有・利益をめぐる相論の際に作成されたものであるとの説を唱える方もいます」(二頁)、「太田氏は、同様に嘉元の秋篠山の相論の時のものと言われます」(二二頁)と太田氏の見解を誤って紹介したが、誤解であった。お詫びして本文のように訂正する。

15 写本には、

1 大和国添下郡京北三条班田図 東京大学史料編纂所所蔵(旧架番号三八四―二八)、西大寺本の写し、「右大和国添下郡京北三条班田図／大和国添下郡西大寺藏本明治十九年十月修史局編集星野恒探訪廿一年二月影写了」の模写跋あり。

り、

- 2 大和国添下郡京北三条班田図 宮内庁書陵部所蔵(一七一一四七)
- 3 大和国添下郡京北三条班田図 宮内庁書陵部所蔵(一七一一二五七)、西大寺本の写し、江戸時代写、
- 4 大和国添下郡京北三条班田図 早稲田大学図書館所蔵、「大和国添下郡京北三条班田図」の題簽(西大寺本に貼られていた題簽であると思われる。西大寺本の旧状との関係については本文参照)と「西大寺」の額縁付き印を写している、西大寺本の写し、
- 5 大和国添下郡京北三条班田図 波多野忠雄編「奈良市内遺跡・遺物主要文献目録」(「奈良市史」考古篇、奈良市、一九七八年、三二八番)、宝暦五年(書写年か)とあり、
- 6 大和国添下郡京北三条班田図 西岡虎之助蒐集本(西岡虎之助編「日本荘園絵図集成」上、東京大学本の写し、がある。
- 16 西大寺本の原本閲覧は、一九八六年二月、西大寺において史料編纂所による荘園絵図撮影の際に、岡田隆夫氏と行った。寸法の計測値は、『日本荘園絵図聚影』三と若干異なる。一般に、古文書の寸法の計測は、原本を痛めないために布製メジャーを使用する。それは、裁縫用のビニール被膜の、1mm単位のものである。巻尺方式の布製メジャーは、引出しの繰返しにより端の部分の伸張が生じるので好ましくない。ところが、裁縫用布製メジャーによる計測は、計測点の設定、視認の誤差、メジャー伸張の強弱、料紙伸張の程度、メジャーの目盛の線幅などの要因により、計測者や計測時により誤差が大きい。経験上、卷子の文書の計測値の誤差は、計測者・計測時により、50cmで±0.5cm程度とみたほうが良い。また、完形の料紙は四隅の角度は90度であるとみなしているため、隅の角度を計測したり、対角線を計測することは行っていない。
- 17 石上「西大寺荘園絵図群の研究」の「表2」に示した彩色の描画対象の記述は不十分であり、かつ誤りを含んでいたの
で本報告のように訂正する。

18 その地形は、『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』掲載の空中写真や奈良国立文化財研究所作成の一千分の一地形図「秋篠寺」(平成京9—13)により容易に知られる。

19 「額田寺伽藍并条里図」にも里間が描かれている。秋山日出雄「京北条里考」は、京北条里区の南地区の条里の幅が広いのは道路水路敷が含まれているからであると論じているが(四二四—四二五頁)、このことは条間・里間の存在と関係があるかもしれない。

20 田図料紙を P' 、個別料紙を P_{mn} とすれば、西大寺本の田図料紙 P_1 と東京大学本の田図料紙 P_2 は、それぞれ

$$P_1 = \begin{bmatrix} P_{1,1} & P_{1,2} & P_{1,3} \\ P_{2,1} & P_{2,2} & P_{2,3} \\ P_{3,1} & P_{3,2} & P_{3,3} \end{bmatrix}, \quad P_2 = \begin{bmatrix} P_{1,1} & P_{1,2} & P_{1,3} & P_{1,4} & P_{1,5} \\ P_{2,1} & P_{2,2} & P_{2,3} & P_{2,4} & P_{2,5} \end{bmatrix}$$

となり、 P_{mn} に個別料紙の規格値 a, a', b, b', c を代入すれば、

$$P_1 = \begin{bmatrix} a, a, a' \\ a, a, a' \\ b, b, b' \end{bmatrix}, \quad P_2 = \begin{bmatrix} a, a, a, a \\ c, c, c, c \end{bmatrix}$$

となる。規格値を完形の料紙の a に置き換えれば

$$a' = \frac{4}{5}a, \quad b = c = \frac{1}{2}a, \quad b' = \frac{1}{2}a \cdot \frac{4}{5} = \frac{2}{5}a$$

ひよるから、田図料紙の面積 S (西大寺本は S_1 、東京大学本は S_2) は

$$S_1 = \left(a \times 2 + \frac{4}{5}a\right) \times 2 + \left(\frac{1}{2}a \times 2 + \frac{2}{5}a\right) = 7a$$

$$S_2 = a \times 5 + \frac{1}{2}a \times 5 = 7.5a$$

となる。

21 甘肅省文物考古学研究所・天水市北道区文化館「甘肅天水放馬灘戰國秦漢墓群的発掘」・何双全「天水放馬灘秦墓出土地図初探」・何双全「天水放馬灘秦簡綜述」(『文物』一九八九年第二期)。

22 中国の地図に関する文献については、池田温先生より教示を得た。

23 柴原永遠男「『紀伊国那賀郡司解』の史料の検討」(『粉河町史研究』一五号、一九八六年)、二「紀伊国直河郷墾田売券」について(安藤精一先生退官記念会編『和歌山地方史の研究』安藤精一退官記念論文集、一九八七年)、関西大学図書館所蔵『近江国大國郷長解』について(『古代史の研究』七号、一九八七年)、「川越治郎氏所蔵『承和天安貞観田券』について」上・下(『人文研究』大阪市立大学文学部研究紀要、三九卷一一分冊、一九八七年、四〇卷一一分冊、一九八八年)等。

付記 最近、「京北班田図」に記載された地名から分析を試みた藤田裕嗣「大和国添下郡京北班田図と地名―現地北定に関する覚書―」(奈良大学文学部地理学教室編『地理学の模索』地人書房、一九八九年)の研究がある。